

イギリスにおける業務上災害の概念(一)

上田達子

目次

はじめに

第一章 イギリス労災補償制度の枠組み

一 沿革

二 適用範囲

三 給付内容

四 給付請求及び審査手続

第二章 労災給付受給要件

第一節 事故による傷害

一 事故

二 人身傷害

三 事故と傷害との因果関係

四 雇用遂行性

1 概説

2 就業時間

3 就業場所

4 被用者の行為(以上三三九号)

五 雇用起因性

1 雇用起因性の意味

2 雇用危険

3 制定法における起因性推定

第二節 指定リスト疾病

一 指定リスト疾病

二 疾病の再発

三 指定リスト以外の疾病の救済

おわりに

イギリスにおける業務上災害の概念(一)

同志社法学 四四卷五号

一三二(七四九)

はじめに

(1) 労働災害⁽¹⁾は、一般には、労働者が労働に関連して被る災害を意味すると解されており、その被災者及びその遺族に対する救済は、沿革的には、労働者が使用者に対し損害賠償責任を追及することによって実現が図られてきた。⁽²⁾ イギリス及びアメリカ⁽³⁾におけるコモン・ロー法理によれば、労災補償責任は不法行為の一種である過失(negligence)の問題として取り扱われ、使用者の注意義務違反を立証することが容易ではなかった。それに加えて「共同雇用の法理(a doctrine of common employment)」⁽⁴⁾等の使用者の抗弁が存在し、労働災害に対する使用者の責任を問うことはきわめて困難を伴うものであった。しかし、企業規模の拡大に伴い、労働災害が増加するにつれ、使用者の労災補償責任を、過失責任を原則とする不法行為論で処理した場合の結果の不公平さが指摘されるようになり、無過失責任を採用した労災補償制度の必要性が認識され始め、⁽⁵⁾ ついには立法化されるに至るのである。立法化の背景には、労働災害は、企業活動に伴う現象である以上、それによって利益を得ている使用者に、過失の有無いかんを問わず、損害の補償を行なわせ、被災者及びその遺族を保護すべきであるという考え方が存している。⁽⁶⁾ その後、労災補償制度は、労災保険制度により補完され、補償責任的性格を弱め、社会保障制度の一環としての性格を濃くしていく。⁽⁷⁾ イギリスでは、現在、社会保障法により「雇用に起因し、かつその遂行過程で生じた事故による人身傷害」及び一定の職業病について、使用者の過失の有無を問わず、被災者及びその遺族に一定額の補償がなされている。⁽⁸⁾

(2) ところで、わが国では、労働災害に対する救済は、鉱業条例(一八九〇年)の救恤規定、工場法(一九一一

年)の災害扶助規定を経て、第二次世界大戦後の労働基準法(一九四七年)(以下、労基法という)及び同年の労働者災害補償保険法(以下、労災保険法という)へと展開した。⁽⁹⁾ところが、労基法及び労災保険法は、業務上の負傷、疾病等に対し補償すると規定しているだけで、労働災害として補償される重要な要件である「業務上」の概念について、明文上規定を欠いている。したがって、労災補償制度の趣旨に照らして、法律解釈により「業務上」の意味、ないしその認定基準を明らかにしなければならない。そこで、「業務上」の概念の解釈として、実際に具体的な傷病の業務上認定を行なう労働基準監督署による行政解釈が重要な役割を果たしてきた。行政解釈は、業務上の概念をわが国の労基法及び労災保険法の立法の沿革及び諸外国の労災立法、ことにイギリス法を参考にしながら(現行の労基法の母体である「工場法」は、英国職工補償法を参考に業務上・外の認定を行なったとされる⁽¹⁰⁾)、次のような解釈を行ってきた。

『業務上』とは『業務起因性』を意味し、『業務起因性』の第一次的判断基準(要件)が『業務遂行性』であるとされ、この立場からは、『業務上』といえるためには『業務起因性』と『業務遂行性』の双方が必要となる。そして、『業務遂行性』とは、具体的な業務の遂行中という狭い意味ではなく、労働者が事業主の支配ないし管理下にある中でという意味であり、『業務起因性』とは『業務又は業務行為を含めて「労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあること」に伴う危険が現実化したものと経験則上認められること』をいう、と定式化してきた。すなわち、『業務起因性』における『業務』とはこのような意味での『業務遂行性』を意味する⁽¹¹⁾。

(3) 以上のような「業務」という概念は、すなわち単なる担当業務という意味の業務ではなく、使用者の支配下に

あるという意味で雇用関係として広くとらえたものと考えられる。

このような「業務」という概念、もしくは労災給付を受けるために重要な要件である「業務上」の概念の解釈をはじめ、わが国の労災補償制度はイギリスから多大な影響を受けてきた⁽¹²⁾。しかし、イギリスの労災補償制度における「業務上」の概念について、これまで詳細な検討がなされていない。そこで本稿は、イギリスの労災補償制度を概観し、その制度における「業務上」概念の意味を明らかにすることにより、わが国の「業務上」概念の解釈論及び実務上の取扱いになんらかの寄与をしようとしたものである。

なお、イギリスにおいて、労災給付を受けるための制定法上の要件である“arising out of employment”及び“arising in the course of employment”に相当する概念を、わが国では「業務起因性」及び「業務遂行性」という用語を使っているが、本稿では、あえて、「雇用起因性」(もしくは単に「起因性」と示す)及び「雇用遂行性」(もしくは単に「遂行性」と示す)という用語を使う。

(1) ここにいう「災害」とは、負傷、疾病、障害又は死亡(以下、傷病等という)を意味し(労災保険法第七条一項)、「発生状況が時間的に明確な出来事」を意味するものではない。法務省訟務局行政訟務第二課職員編『労災訴訟の実務解説』一〇九頁(一九九〇年、商事法務研究会)、保原喜志夫「業務上の意義」別冊ジュリスト一一三号一〇八一—一〇九頁(一九九一年)、同「労災補償審議会・小委員会報告と労災認定の当面の問題点―過労死認定基準の見直し等を中心に―」労働法学研究會報一九〇九号四—五頁(一九九三年)等参照。

(2) 菅野和夫『労働法(第三版)』三〇一頁(一九九三年、弘文堂)。

(3) アメリカ合衆国の労災補償法に関する文献として、荒木誠之「米國災害補償法の形成―コモン・ローの法理と補償の法理

―「菊地勇夫教授六〇年祝賀記念『労働法と経済法の理論』（一九六〇年、有斐閣）、林弘子「アメリカにおける労災補償責任の法理と保険制度の形成」窪田隼人教授還暦記念論文集『労働災害補償法論』四三頁（一九八五年、法律文化社）等がある。

なお、各国の労災補償制度を紹介したものととして、田中清定「二 社会保険の諸形態 C 労災保険」『現代労働問題講座八巻』六一頁（一九六七年、有斐閣）、桑原昌宏「労災補償法論」沼田稲次郎先生還暦記念下巻『労働法の基本問題』五八二頁（一九七四年、総合労働研究所）、佐藤進「労災事故と補償制度の『保障化』の課題―労災補償制度の国際的動向の分析を通じて」有泉亨先生古稀記念『労働法の解釈理論』二九五頁（一九七六年、有斐閣）、荒木誠之「労災補償法の研究―法理と制度の展開」（一九八一年、総合労働研究所）、保原喜志夫「労災補償責任の法的性格」『現代労働法講座一二巻』二五八頁（一九八三年、総合労働研究所）等がある。

(4) 「共同雇用の法理」とは、同僚被用者の過失により生じた労働災害については、使用者は損害賠償責任を免除されることを意味する（田中英夫『英米法辞典』一六五頁（一九九一年、東京大学出版会）。その他、使用者の抗弁となったものに「業務に固有の法理」、「危険引受け（*volenti non fit injuria*）」及び「寄与過失（*contributory negligence*）」がある。有泉亨「労働災害における使用者責任法理の変遷―イギリスの場合」我妻先生還暦記念『損害賠償責任の研究（中）』九〇九頁以下（一九五八年、有斐閣）、岩村正彦『労働補償と損害賠償』二五―三五頁（一九八四年、東京大学出版会）、安枝英紳「諸外国における労災補償制度およびその法理の生成と発展―イギリス」窪田隼人教授還暦記念論文集『労働災害補償法論』二四―二五頁（一九八五年、法律文化社）、米津孝司「英国の労働（者）災害における使用者責任法理―初期コモン・ロー法理の生成をめぐって（一）（二）」立命館法学二〇三号五六頁（一九八九年）、同二〇七号六三五頁（一九八九年）等参照。

(5) 窪田隼人「労災補償の本質」窪田隼人教授還暦記念論文集『労働災害補償法論』四―五頁（一九八五年、法律文化社）。

(6) 菅野・前掲注（2）書三〇―一頁。

(7) 菅野・前掲注（2）書三〇―二頁。

(8) なお、労災補償と、不法行為及び制定法上の民事損害賠償との関係を検討したものととして、岩村・前掲注（4）書がある。

- (9) 労働省労働基準局編著『労災保険 業務災害及び通勤災害認定の理論と実際 上巻』一七頁以下(一九八四年、労働法令協会)等。
- (10) 労働省・前掲注(9)書二四頁以下等。
- (11) 菅野・前掲注(2)書三〇七頁。なお、この引用文中の二重かぎ括弧は、菅野教授が、労働省労働基準局編著『新版解釈通覧労働基準法』三八三頁以下から、引用されたものである。
- (12) 例えば、荒木・前掲注(3)書一四四頁、桑原昌宏「イギリスにおける労災補償の制度と理論」日本労働法学会誌三三号一七五―一七六頁(一九六九年)等参照。

第一章 イギリス労災補償制度の枠組み⁽¹⁾

第一節 沿革

イギリスにおける労働災害に対する法的救済の歴史は、一八九七年労働者災害補償法(Workmen's Compensation Act 1897 (60 & 61 Vict. c. 37))の制定、一九四六年国民保険(産業傷害)法(National Insurance (Industrial Injury) Act 1946 (9 & 10 Geo. 6 c. 62))の制定、一九七五年社会保障法(Social Security Act 1975 (c. 14))の制定により⁽²⁾特徴づけられる。なお、既に多くの詳細な研究がなされているので、以下の記述は、簡単に行なう⁽³⁾。

第一に、労働者災害補償法が成立する以前は、使用者に対して過失責任を問い、コモン・ローに基づき損害賠償を請求することしか不可能であり、加えて、「共同雇用の法理」等の使用者の抗弁が存在し、請求が認められるのは困難であった⁽⁴⁾。

そこで、このような困難を除去するために、第二に、一八九七年、使用者の過失の有無を問わず、「雇用に起因し、かつその遂行過程において生じた」事故に対して、補償を行なうことを目的とした労働者災害補償法が制定された。

当初、同法は、①適用範囲につき、一定の危険な職業(鉄道、工場、鉱山、採石、土木、建築)に限定していたこと、

②補償の対象につき、事故による傷害のみであったこと、③補償内容につき、労働不能と死亡の場合に分けられ、前者については、二週間の待機期間があり、平均賃金の二分の一を最高額とし、六ヶ月で一時金支給により打切られる等、補償額、補償期間共に貧弱なものであったことが特徴づけられる。その後、一九〇六年労働者災害補償法により、

①適用範囲につき、すべての筋肉労働者と年間所得二五〇ポンド以下の非筋肉労働者に拡大され、②補償対象につき、指定疾病制度の導入により、若干の疾病が職業病に指定されることとなり、③補償内容も改善されていく。⁽⁵⁾しかし、同法に基づく使用者の補償責任は、保険により行なうことが強制されたものではなかった。

したがって、労災補償をより効率的に行なうために、労働不能の原因を問わず、「均一拠出及び均一給付」が提案されたベヴァリジ報告に始まり、⁽⁶⁾第三に、一九四六年国民保険(産業傷害)法が制定されたことである。国民保険制度に組み込まれたが、労災保険法は、独立した基金によって運営されていた。⁽⁷⁾その後、第四に、労災補償制度の独自の基金は廃止され、一九七五年には、一般国民保険制度とともに、社会保障法として統一された。⁽⁸⁾以後、より重度の障害者に給付を集中することを目的として、一九八二年には、傷害給付(injury benefit)が廃止され、また、一九八六年には、障害一時金及び障害給付の増額として支給される二つの手当、労災死亡給付(industrial death benefit)が廃止される等、⁽⁹⁾次第に労災給付の独自性が失われていると指摘される。⁽¹⁰⁾

- (1) 本稿第一章の内容は、主として、A. I. Ogus & E. M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd ed. 1988) pp. 250-257 によるものである。その他の文献として、D. Bonner et al., *Non-Means Tested Benefits: The Legislation* (1992, 1993); R. Lewis, *Compensation for Industrial Injury* (1987); R. Pointer & C. Martin, *Rights Guide to Non-Means-Tested Benefits* (16th ed. 1993); Lewis, *Social Security Appeals Tribunals and the Industrial Injury Scheme* (1990) J. S. W. L. 164 及び一圓光彌「外国の社会保障の現状と動向 二 イギリス」『社会保障年鑑 一九九二年度版』二二二頁以下(一九九二年、東洋経済新報社)等を参照した。

- (2) 安枝英紳「諸外国における労災補償制度およびその法理の生成と発展 一 イギリス」窪田隼人教授還暦記念論文集『労働災害補償法論』二二頁以下(一九八五年、法律文化社)、岩村正彦『労働補償と損害賠償』二二頁以下(一九八四年、東京大学出版会)等参照。

- (3) 既に参照し重複する場合もあるが、イギリスの労災補償制度を扱ったわが国の文献として、次のようなものがある。野村平爾「英国に於ける労働者災害補償制度の歴史的考察」早稲田法学二一卷(一九三二年)、有泉亨「労働災害における使用者責任法理の変遷―イギリスの場合―」我妻先生還暦記念『損害賠償の研究(中)』(一九五八年、有斐閣)、桑原昌宏「イギリス労災補償の制度と理論(一)(二)」学会誌労働法三三三号一七五頁(一九六九年)、同三四号一三七頁(一九六九年)、良永彌太郎「イギリス労災保険法の特徴―社会保障法における労災給付の位置と独自性に関連して―」九大法学三一号一頁(一九七五年)等。著書として、水島密之亮『英国に於ける労働者災厄賠償制度の研究』(一九三五年、三省堂)、荒木誠之『労働補償法の研究』(一九八一年、総合労働研究所)等がある。

- (4) なお、共同雇用の法理については、一九八〇年使用者責任法(Employers' Liability Act 1980 (43 & 44 Vict. c. 42))による部分的制限、制定法上の安全義務違反を理由とする損害賠償請求を認める二つの方法で制約されることになる。最終的に一九四八年法改革(人身傷害)法(Law Reform (Personal Injuries) Act 1948 (11 & 12 Geo. 6 c. 41))により消滅することになる。安枝・前掲注(2)論文二四頁等参照。

- (5) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, pp. 250-251.

- (6) ベヴァリジ報告とは、次の報告書を意味する。W. Beveridge, *Social Insurance Allied Services*, Cmd. 6404 (1942) なお、訳書として、山田雄三監訳『ベヴァリジ報告(社会保険および関連サービス)』(一九七五年、至誠堂)がある。
- (7) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 252.
- (8) *Ibid.*
- (9) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, pp. 306—307, 309—310.
- (10) 岩間大和子「労働災害給付改革の動向—一般社会保障給付との平準化へ」*日本労働協会雑誌*一九卷八号六八頁以下(一九八七年)参照。なお、英国社会保障研究会／訳「イギリスの社会保障白書—社会保障の改革Ⅱ実行計画(一)(二)(三)(四)(五)」*総合社会保障*二四卷二七二頁、同三卷四八頁、同四号八四頁、同五号九二頁、同六号九七頁(一九八六年)等がある。イギリスの社会保障を扱う文献として、檉原朗『イギリス社会保障の史的研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』(一九七三年、一九八〇年、一九八八年、法律文化社)。一圓光彌『イギリス社会保障論』(一九八二年、光生館)、社会保障研究所編『イギリスの社会保障』(一九八七年、東京大学出版会)、毛利健二『イギリス福祉国家の研究』(一九九〇年、東京大学出版会)等がある。

第二節 適用範囲⁽¹⁾

一八九七年労働者災害補償法は、特定の危険業務に従事する者にしか適用されなかったが、一九〇六年には、雇用契約もしくは徒弟契約に基づき働くすべての者に拡大された。但し、いくつかの例外があり、そのうち、もっとも重要なものは、年間所得二五〇ポンド以上の非筋肉労働者には適用されなかったということである。その後、一九四六年国民保険(産業傷害)法により、所得額にかかわらず、拠出に関係なく、すべての労働者に、雇用の第一日目から適用されるようになった。

一九七五年社会保障法、そして、それを整理統合した一九九二年社会保障拠出及び給付法 (Social Security Contributions and Benefits Act 1992 (c. 4)) は、被用者を⁽²⁾労災補償制度の対象としているが、その範囲を画定する権限は⁽³⁾国務大臣が有している。この権限により、例えば、徒弟、消防隊員及びその他の救助隊、鉦山検査者、特定のタクシー運転手及び特別警官が適用対象にされている。また、外国で雇用される者は、⁽⁴⁾Class1の拠出要件をみたすか、または、ボランティア開発労働者として、⁽⁵⁾Class2の拠出要件を満たす場合、適用対象とされる。但し、以下の雇用の場合は、適用除外とされる。第一に、営業目的ではない親族もしくは配偶者による場合、第二に、視察軍人もしくは視察文民の一員として、または国際司令部もしくは防衛組織の一員である場合で、その文民が、Class1の拠出をなしていない場合である。さらに、自営業者も適用除外されている。ピアソン委員会は、自営業者にも労災補償制度を適用するよう提案したが、⁽⁶⁾政府は、第一に、自営業者からの労災保険による保護の要求があるとは思えないこと、第二に、雇用の範囲の確定が困難であることを理由にして、⁽⁷⁾拒否している。

(1) 本節の記述は A. I. Ogus & E. M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd. ed. 1988) pp. 256-257 によつた。

(2) 一九九二年社会保障拠出及び給付法第一条。

(3) 一九九二年社会保障運営法 (Social Security Administration Act 1992 (c. 5)) 第一七条一項 (a)。

(4) Class1とは、第二種保険料のことであり、被用者に対して課せられるものである (A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 35)。

なお、「内国歳入庁 (Inland Revenue) の税務署を通じて、所得税とともに源泉徴収 (pay as you earn: PAYE) されている。第一種保険料を納めたものは、すべての保険給付の受給資格が与えられる」(社会保障研究所編『イギリスの社会保障』七四頁(一九八七年、東京大学出版会))。

(5) Class2とは、第二種保険料のことであり、自営業者に対して任意に課される定額の保険料である(A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.* p. 46)。

(6) 一九七八年、ピアソン卿を議長とする『人身傷害に関する民事責任と補償に関する王立委員会』により提出された報告書である。ピアソン報告書に関するわが国の文献として、飯塚和之「イギリスにおける身体傷害(人身損害)補償論―ピアソン委員会報告書―」ジュリスト六九一号二四頁(一九七九年)、菅原勝洋「イギリスの災害補償化案―ピアソン報告書(一九七八年)について―」交通事故民事裁判例集創刊一〇周年記念論文集『交通事故賠償の現状と課題』五一四頁(一九七九年、ぎょうせい)、石垣誠「イギリスにおける人身損害賠償の算定とその改革論―ピアソン委員会報告書を中心として―」日本大学大学院法学研究年報二三号一一五頁(一九八八年)がある。

(7) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.* pp. 256-257.

第三節 給付内容

一九七五年社会保障法第五〇条は、当初、労災給付として傷害給付(injury benefit)、障害給付(disablement benefit)、労災死亡給付(industrial death benefit)を規定していた。傷害給付は、短期労働不能に対する給付であり、障害給付は、能力の喪失に対する給付であって、労働不能の有無を問わず、障害があれば、傷害給付の受給後に、支給されるものである。また、労災死亡給付は、労働災害により死亡した者の遺族に支給されるものである。このうち傷害給付は、一九八二年社会保障および住宅給付法(Social Security and Housing Benefits Act 1982 (c. 24))により⁽¹⁾廃止され、それに伴い、法定疾病手当制度(statutory sick pay scheme)が導入された。障害給付については、一九八六年社会保障法(Social Security Act 1986 (c. 50))により、その増額としての二つの手当である就労不能補足手当

イギリスにおける業務上災害の概念(一)

(unemployability supplement) 及び入院治療手当 (hospital treatment allowance) が廃止された⁽²⁾。また、一九八六年社会保障法により、労災死亡給付も廃止された⁽³⁾。さらに、所得の減少に対する手当 (reduced earnings allowance)⁽⁴⁾ も、一九九〇年社会保障法 (Social Security Act 1990 (c. 27)) により廃止されるに至った。したがって、現在、労災給付としては、障害年金及びその増額としての二つの手当が存在するのみである。

このような労災給付制度の推移には、より長期的な労働不能である障害に対して、保護を厚くするという政府の方針⁽⁵⁾がうかがえる。同時に、労災給付は、他の国民保険給付より高い水準の給付であり、その上、国民保険給付の廃疾給付 (invalidity benefit) との併給を認めるなど、財政的にも問題のあるところである。それゆえ、労災給付を他の給付から区別して取り扱う実益があるかという問題が指摘されている。このことは、ベヴァリジ報告が提出された頃から批判されているところである。今後、労災給付の存在が失われることも、予想されうる。

以下、労災給付としての障害年金とその手当及び使用者負担の法定疾病手当の説明を簡単に加える。

① 障害年金及びその増額としての手当

障害年金は、傷病が発生した日から九〇日経過後(日曜除く)、少なくとも一四%以上の身体的または精神的能力に障害があると診断される場合に支給される⁽⁶⁾。ただし、肺塵症(pneumoconiosis)、綿肺症(bysinosis)及び広汎性中皮腫(diffuse mesothelioma)と診断された場合、少なくとも一%以上の障害につき支給される⁽⁷⁾。また、障害給付の増額としての手当として、障害程度一〇〇%の常時付き添いを必要とする者に支給される常時付添手当 (constant attendance allowance) 及び特別重度障害手当 (exceptionally severe disablement allowance) ⁽⁸⁾がある。

② 法定疾病手当

一九八二年の傷害給付の廃止に伴い、使用者負担の法定疾病手当制度が導入された。この手当は、国民保険の疾病給付(sickness benefit)に代わり、週五六ポンド(一九九三年度)以上の所得のある被用者に対し、使用者により支払われるものである。労働不能四日目から最高限度額(実質的には、二八週間)まで支給される。なお、使用者は、支払った金額を社会保障のための拠出から控除することができる。⁽¹⁰⁾

- (1) 一九八二年社会保障および住宅給付法に関する文献として、岩間大和子「一九八二年社会保障および住宅給付法」外国の立法二二巻六号三三一頁(一九八三年)、岩村正彦「イギリスにおける労災補償給付の改革—Pearson 報告書から一九八二年社会保障および住宅給付法まで—」東北法学四八巻五号一頁(一九八四年)等がある。
- (2) 一九八六年社会保障法付則三。
- (3) なお、一九八八年四月十一日以降実施するという経過措置がある(一九八八年社会保障法付則一)。
- (4) 所得の減少に対する手当は、一九八六年社会保障法により導入されたもので、それ以前は、障害給付の増額手当である特別困難手当(special hardship allowance)として知られていたものである。この給付は、請求者が、傷病の発生日から九〇日経過後(日曜除く)、少なくとも一%の障害があると診断され、自己の通常の職業に永久に従事することが不可能であり、かつ自己の職業に匹敵する職業につくことも不可能である場合に支給される。なお退職後は、退職手当(retirement allowance)を受給することになる(一九九二年社会保障拠出及び給付法付則七)。
- (5) A.I. Ogus & E.M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd ed. 1988) p. 253.
- (6) 一九九二年社会保障拠出及び給付法第一〇三条。本法付則四に基づき、障害の程度に応じて一定額の給付がなされる。
- (7) 一九八五年社会保障(産業傷害)規則第二〇条一項(S. I. 1985 No. 967)。

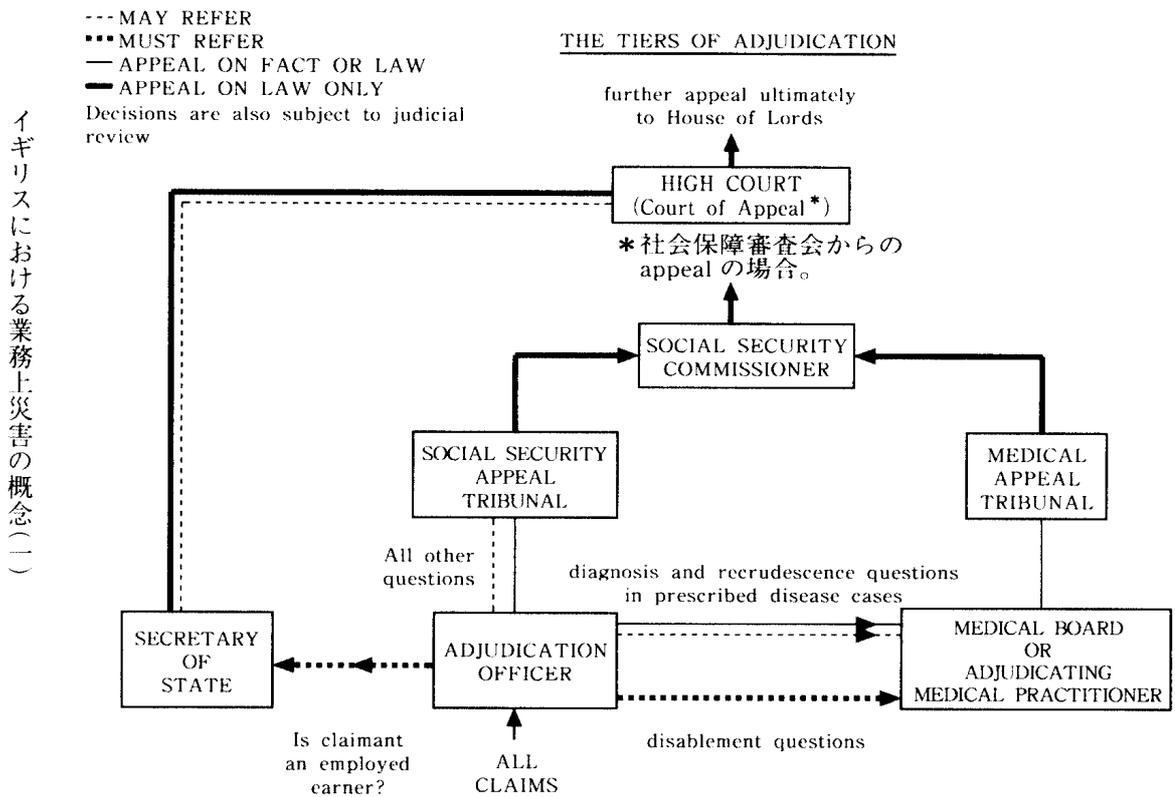
- (8) 一九九二年社会保障拠出及び給付法第一〇四―一〇五条。
- (9) 労働災害によって労働不能となった場合、拠出要件をみたさなくても、国民保険の疾病給付が受給できるようになった(一九九二年社会保障拠出及び給付法第一〇二条)。
- (10) 一九九二年社会保障拠出及び給付法第一五―一六三条。一圓光彌「外国の社会保障の現状と動向 二 イギリス」『社会保障年鑑 一九九二年版』二三四頁(一九九二年、東洋経済新報社)等参照。なお、法定疾病手当に関する最近の文献として、鈴木隆「イギリスにおける法定傷病給与制度の展開と社会保障のプライバタイゼーション」島大法学四号二三九頁(一九九二年)がある。

第四節 給付請求及び審査手続⁽¹⁾

① 裁定官(Adjudication Officers)

労災給付請求は、まず、社会保障大臣により任命された公務員である裁定官(an Adjudication Officer)に対してなされ、審査が行なわれる。また、社会保障大臣により任命された裁定長官(a Chief Adjudication Officer)は、裁定官に対する助言と裁定官が行った裁定についての再考(review)を行い、裁定基準につき、大臣に対し、年に一度報告する義務を負っている。

書面審査であり、審問(hearing)は、ほとんど行なわれない。複雑なケースで判断するのが困難である場合、審査を社会保障上訴審判所(この機関については②で述べる)に付託することができる。



イギリスにおける業務上災害の概念(一)

(出典) R.Lewis, Compensation for Industrial Injury (1987) P.6. *部分加筆.

② 社会保障上訴審判所

(Social Security Appeal Tribunals)

上訴機関として、一九八三年に国民保険地方審判所及び補足給付上訴審判所が統合された、社会保障上訴審判所がある。この審判所は、七つの行政地区にあり、審判所長官及び事務官の組織及び教育を行なう地方長官 (Regional Chairman) の管轄下にある。その頂点に総裁 (President) がいる。⁽³⁾

上訴は、裁定官の決定後、特別の事情のない限り、三ヶ月以内に行わなければならない。審判所は、法律家である審判所長官と、使用者及び被用者を各代表する二名の審判官により構成される。⁽⁴⁾

審問は公開を原則とする。審判所の役割は、裁定官及び上訴人に対する審問を通じて、事実関係を確定する調査機関であるとされる。なお、医学的証拠を取り扱う場合において、長官は、補佐人として医師を召喚すること

ができる。

審問終了後、審判所の審議が行なわれ、その後決定がなされる。決定は、通常、ほとんど全員一致のものである。長官は、反対理由も含め、事実関係及びその法的根拠について、詳細に審判所の決定を記録しなければならないことになっている。

③ 医事裁定機関

医事裁定機関として、まず、第一に国務大臣により任命された医師 (Medical Practitioners)、第二に医事委員会 (Medical Boards)、第三に医事上訴審判所 (Medical Appeal Tribunals) がある。

まず、国務大臣により任命された医師は、障害問題 (診断書及び再発問題等) を扱う。他方、二名もしくは三名の医師で構成される医事委員会もしくは特別医事委員会は、その他の問題 (指定疾病) を扱う。医事委員会は、診断書もしくは再発問題等を扱った裁定官の決定の上訴も取り扱う。審理は、ケースの迅速な処理をはかるため、裁定規則に基づく口頭審問は行なわれず、原則として請求者のみが出席する。決定は、事実関係及び反対理由も含めて、記録されなければならない。

この医事委員会の上訴を審査する機関が、医事上訴審判所である。社会保障上訴審判所と同様、法律家である長官と二名の医師により構成される。上訴も、特別な事情のない限り、三ヶ月以内に行わなければならない。口頭審問を行い、その手続は、裁定規則に規定されている。当審判所の役割は、自然的正義 (natural justice) に妥当する限りで、専門的知見を活用することにあるとされる。しかし、決定の報告が法律上要求されていない。このことは、問題であ

るとされる。

④ 社会保障審査会(Social Security Commissioners)

社会保障審査会は、社会保障上訴機関の最終的なものであり、長官は、フルタイムの弁護士になる。審査委員も、国王、通常は大法官により任命された弁護士である。

通常審査は、単独の審査員が行なうが、特別困難な法律問題が含まれている場合、二名の委員からなる審判所(Tribunal of Commissioners)が構成される。

社会保障上訴審判所の決定から審査会への上訴は、特別な事情がない限り、三ヶ月以内に行われなければならない、法律問題に限定される。すなわち、自然的正義原則の違反がある場合、審判所の事実認定及びその理由が不適切である場合、明らかに法律解釈が誤っている場合、事実認定が証拠に裏づけられたものでない場合である。

審査は、社会保障上訴審判所と同様に公開が原則である。

⑤ 控訴院への上訴

一九八〇年、社会保障審査会の決定につき、法律問題に関する上訴が、大権命令(Prerogative Orders)の申請を取り扱った高等法院の合議法廷をとびこえて、控訴院に対し行われることになった。これにより、社会保障審査会の審査員の地位は、高等法院の判事の立場に相当するものになった。控訴院への上訴は、社会保障審査会の決定後、特別な事情がない限り、原則として三ヶ月以内になされなければならない。

(1) 本節の記述は、A. I. Ogus & E. M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd ed. 1988) pp. 570-587によった。安枝英紳「諸外国における労災補償制度およびその法理の生成と発展」イギリス」窪田隼人教授還暦記念論文集『労働災害補償法論』三三—三四頁(一九八五年、法律文化社)を参照。なお、本稿で紹介した上訴手続(appeal)以外に、より簡易な再考手続(review)がある。

(2) 一九八三年健康及び社会サービス及び社会保障裁定法付則により、保険審査官(Insurance Officers)から裁定官に改称された。

(3) なお、社会保障上訴審判所は、社会保障省から独立した組織である二つの上訴審判所の一つであり、地方長官及び総裁は共通である。その他の審判所として、医事上訴審判所及び付添手当等障害問題を扱う障害上訴審判所(Disability Appeal Tribunals)がある。以上につき、R. Poynter & C. Martin, *Rights Guide to Non-Means-Tested Benefits* (16th ed. 1993) pp. 241-249参照。

(4) 審判官の一人は請求者と同性でなければならないとされる(一九九二年社会保障裁定法第四一条六項)。なお、審判所における素人審判官の役割を問題とした次のような文献がある。J. Baldwin, et al., *Judging Social Security—The Adjudication of Claims for Benefit in Britain* (1992) .

第二章 労災給付受給要件

労災給付(industrial injuries benefits)を受給する方法として、事故による傷害である場合と指定疾病である場合の二通りある。第一節において、事故による傷害、第二節において、指定疾病に其々該当する受給要件につき、裁決及び判例を紹介しながら、検討する。

第一節 事故による傷害

事故により傷害を被った場合、労災給付を得るには、一九九二年社会保障拠出及び給付法第九四条第一項に規定された要件をみたさなければならない。すなわち、「被用者が、一九四八年七月四日以降、雇用起因し、かつその遂行過程において生じた事故による人身傷害を被ったこと」が必要である。この規定から、①「被用者(employed-earner)」であること、②「事故(incident)」が発生したこと、③「人身傷害(personal injury)」を被ったこと、④「事故により(caused by accident)」人身傷害を被ったこと(事故と人身傷害との因果関係の存在)、⑤事故が「雇用の遂行過程で(arising in the course of his employment)」発生したこと、⑥事故が「雇用起因して(arising out of his employment)」発生したことが、以上六つの要件を導きだすことができる。そこで、以下これらの要件①については、第一章第二節 適用範囲の箇所ですべての(省略)を順に扱う。

(1) 本稿で紹介する社会保障審査会の裁決は、一九五一年以降、社会保障審査会長官が、裁決の中から報告を決定したもので

あり、それを編集し公刊しているイギリスの印刷局から、出来る限り、直接入手することに努めたものである。

これらの裁決は、例えば R(D)12/75 のように示されている。R(D)は、労災給付(industrial injuries benefits)に関する裁決のうち報告されたものであることを示し、次に事件番号(例の場合は、一二号事件)、裁決が下された年号(但し年号については、本稿で扱うすべての裁決は一九〇〇年代のものであるから、年号の下二けたのみ示し、例の場合は一九七五年)を示すものである。以下、本稿の注は、この表記に倣い、裁決を引用する。

また、この裁決集は、裁決毎に独自の頁が付され、個々の裁決の紹介はパラグラフを用いている。したがって、本稿はこの裁決集から、特定の部分を引用あるいは参照したことを示す場合には、そのパラグラフを明示する。例えば、R(D)12/75 para. 3. のように示す。

なお、裁決につき、給付請求が認められた場合には「雇用上」、給付請求が認められなかった場合には「雇用外」と示す。(2) Social Security Contributions and Benefits Act 1992 (c.4) s. 94(1) (以下では C & BA 1992 と示す)。本法は、既存の社会保障法を三法(他の法律として) ① Social Security Administration Act 1992 (c.5) (以下では A. A. 1992 と示す) ② Social Security Consequential Provisions Act 1992 (c.6) (以下では C. P. A. 1992 と示す)。^(一)に整理統合し、一九九二年七月一日から施行されたものである。なお、本条は、一九七五年社会保障法第五〇条第一項に該当する。

一 事 故 (accident)

1 概 説

事故といえは、一般的に、緊急活動が必要となる劇的な出来事を想像するが、労災補償制度(industrial injury scheme)上では、出来事(event)もしくは一連の出来事(a series of event)を意味し、通常事故とは考えられない多くの些細な出来事を含むと解される。^(一)

(1) 事故の意味⁽²⁾

事故の定義がなされた代表的な事例として、一九〇三年 *Union* 事件貴族院判決⁽³⁾がある。本件は、飼料製造工場で、一日に何回も蓋のハンドル操作を行なう、乾燥及び圧縮機械の操作担当員が、ハンドルが動かず同僚の操作員を呼び共にそれを動かしたところ、突然身体が裂けるのを感じヘルニアを生じ、労働者補償法に基づき補償を請求したものである。請求者は、通常人の健康及び体力を有しており、特に激しいひねりを必要としない通常の仕事であった。控訴院は、日常の仕事は偶然性の要素を欠き「事故による傷害」に該当しないととして、請求を退けた⁽⁴⁾。その上訴審である貴族院において、Macnaghten 卿は、「重い物を持ち上げ、筋肉疲労もしくはヘルニアを生じた場合等、一般的語法にいう災難は事故に該当⁽⁵⁾」すること、また「仕事は故意に行なっているものであり、全く偶然性の要素を欠くとして、法律の保護の対象から除外することは正当ではない⁽⁶⁾」ことを指摘し、「『事故』という表現は、一般的かつ通常の意味で、予期しない災難又は予期しない若しくは予定しない不運な出来事を意味する⁽⁷⁾」と述べ、請求を認めたと述べている。

この Macnaghten 卿の「事故」に関する定義は、後の判例に多大な影響をおよぼすものであった⁽⁸⁾。例えば、一九〇五年 *Brinton* 事件貴族院判決⁽⁹⁾では、羊毛工場で選別作業を行っていた労働者が、羊毛を通じてバチルス菌が日に入り、炭疽に感染し死亡したものであるが、細菌による目に見えない感染であっても、「事故による傷害」を構成しないと判断された。

他方、生活指導の教師が、校庭で指導を行なっている際、日頃から非行を注意され不満に思っていた生徒グループから計画的暴行を受け死亡した一九一四年 *W. E. W.* 事件貴族院判決⁽¹⁰⁾において、法の趣旨から、労働者自身により、予期

もしくは計画されたものでなければ、第三者の暴行により傷害を受けた場合も「事故による傷害」にあたりと解された。⁽¹¹⁾

以上は、「事故による傷害」として補償が認められた事例であるが、問題となるのは、労働の過程により漸進的に生じる疾病の取扱いである。

(2) 事故の意味の拡大

労災補償制度により救済を得るには、事故による傷害(injury by accident)もしくは指定疾病(prescribed disease)の場合でなければならない。すなわち、指定疾病ではなく、労働の過程で生じる漸進的な傷害(injury by process)については、補償がなされない。したがって、そのような傷害を補償するために、一連の事故による傷害、あるいは労働過程の最後の出来事(事故)による傷害に相当するとして、事故の意味を拡張し、事故の規定により救済をはかってきたとされる。⁽¹³⁾

例えば、一九四八年 Roberts 事件貴族院判決は、⁽¹⁴⁾ 疾病について「一連の特定かつ確認できる出来事」による場合と「日々連続する労働過程」による場合とを区別し、「一連の特定かつ確認できる出来事」による場合は、「事故による傷害」に該当することを示した。⁽¹⁵⁾ 本件は、採石工が二〇年間シリカ(粉塵)を吸いこむことにより珪肺症を患い、ある日突然倒れ労働不能に陥り、使用者に対して補償請求をしたものである。粉塵量の関係で指定疾病に該当しないため、シリカの粒子(粉塵)が肺に最終的に凝縮した、もしくは粉塵を吸いこむという個々の出来事による「事故による人身傷害」を構成するとして上訴した。⁽¹⁶⁾ 貴族院において、Potter 卿は、理解できるが非現実的であるとし、「一連の特

定かつ確認できる出来事(a series of specific and ascertainable accident)」と「日々連続する過程(漸進的疾患)(a continuous process)」に区別すれば、珪肺症は後者に該当すると判断した。すなわち、粉塵を吸いこむ回数が不定であり、かつ疾病発症まで長時間経過していることにより、「事故」の要素を欠くと判断し、請求を退けたものである。⁽¹⁷⁾ それでは、次に、裁決例を紹介するが、便宜上、一連の事故による傷害であるか否かが問題とされた事例を、事故による傷害の事例と区別して扱う。

2 裁決例

(1) 事故による傷害

① 雇用外・煉瓦工場で泥灰煉瓦の塊を地面から持ち上げ、運搬する作業(重さ約五六―六〇ポンドの塊を一日に約七〇〇個)等を行なった請求者が、約一年後、胸筋痛(strained chest muscles)と診断されたことに対し、傷害給付請求をした事例。⁽¹⁸⁾ 請求者が特定の出来事を記憶していないこと、当該症状は事故ではなく、漸進的な労働過程によるものであるとして、請求を退けた。⁽¹⁹⁾

② 雇用上・一一年勤続の重労働を行なう電気メッキ工が、冠動脈血栓と診断されたことに対し、傷害給付請求をした事例。⁽²⁰⁾ 請求者は、労働不能になった週に、大車輪(六〇―七〇ポンド)を持ち上げタンクに浸す作業(約七―八回、一日に四車輪)を行い、労働不能三日前「被災日」には、胸、背中及び腕の回りに激しい痛みを感じた。冠動脈閉塞は、漸進的な発症であったが、請求者が最初に痛みを感じた際、その時の労働により生理学的変化が生じたという医

学的証拠に基づき、事故による傷害と判断し、請求を認め⁽²¹⁾た。本件は、労働の過程による傷害と区別するために、労働不能になった週に大車輪の持ち上げ等、特定の出来事⁽²¹⁾の存在を見出しているといえる。

③ 雇用上…低層でひざまずき作業する坑夫は、膝当ての止め金により、ひかがみ部の神経に圧迫を受け、約二カ月後、昼食中右足に麻痺を感じたにもかかわらず、労働不能になるまで二週間仕事を続けた事例⁽²²⁾。「昼食中最初に右足に麻痺を感じた時、「請求者は」その重大さを認識しなかったが、…その日職場で何らかの事故を被ったといえる」、すなわち、最初に麻痺を感じた日を指摘することができるとした⁽²³⁾。本件は、労働の過程で、突然麻痺を感じたことが「事故」に該当すると判断され、請求者にとって有利なものであったといえよう。

(2) 一連の事故による傷害

④ 雇用上…兵器工場のガス切断見習い工が、背後に設置された鎖止め装置(a sprocket hardening machine)に付随するアセチレンバーナーの不規則的(週に三―四回)に発する爆音のため、神経障害及びその結果として皮膚炎を被り、傷害給付請求をした事例⁽²⁴⁾。「請求者の就労最終日の爆音は、…特に激しかったわけではな⁽²⁴⁾いが、「当症状は、すべての爆音の累積的な結果であ⁽²⁴⁾り、「個々の爆音自体が…事故を構成する。したがって、累積的な結果である当該傷害は、個々の爆音の間隔が短く、一連の爆音が単一の連続的過程と考えられる場合を除き、事故による傷害と判断すべきである⁽²⁵⁾」とした。

⑤ 雇外用…地区森林公務員が、仕事上提供された自動車を使用開始約七カ月後、使用当初から自動車の異臭を感じていたが、血液検査したところ、カルボキシルヘモグロビンが増量しており、傷害給付請求をした事例⁽²⁶⁾。医学的判

断によれば、急性の一酸化中毒ではなく、慢性の中毒であるとされた。「当傷害は、「ガスの」個々の吸入により潜在的に生じたものであり、独立した出来事(separate incidents)ではなく、不定回数⁽²⁷⁾の出来事(innumerable such events)によるものである」とした。本件中毒は、特定できる出来事はガスの吸入であるが、粉塵の場合と同様に、ガス吸入回数が非常に多く、また傷害が非常に潜在的に発生したことにより、一連の事故による傷害であると判断できないとされたものである。

⑥ 雇用上…切り羽坑夫が電気穿孔機を使用し(一九六五年から一九七一年二月まで約一時間半、それ以降約二時間半から三時間)、左肘が尺骨神経圧迫症候状態になり、一九七一年七月一四日の事故による傷害であるとして障害給付請求をした事例⁽²⁸⁾。当該症状が事故的に生じたとする医学的証拠がないとして、請求を退けた⁽²⁹⁾。なお、発症期間を明確にすることは不可能であるが、請求者に有利なように最も短期に考えた場合、一九七一年二月から七月までの五カ月間とされるが、一連の事故により生じた⁽³⁰⁾と判断するには長すぎるとした。

3 小 括

以上のように、労災補償給付を受けるためには、「特定の出来事」、「一連の出来事」等、労働過程による傷害と区別するために「事故」に相当する「出来事」を見い出さなければならぬが、その判断は裁定者の裁量による⁽³¹⁾ところが大きく、「出来事」が見いだされた請求者は幸運であるといえる。事故による傷害と労働過程による傷害の場合とを区別するため、①継続性(continuity)、②期間の長さ(length of time)等の判断要素が考えられたが、これらは仕事

の性質(例えば、騒音を発する労働過程)で判断するのか、疾病など仕事の結果(騒音の結果、耳に関する身体的影響)で判断するのか明らかではないと指摘される。⁽³²⁾ また一九七四年 *Star* 事件高等法院判決においては、当該区別は、個々の事例の事実と程度に基づき判断されるのであり、このような判断要素は法律及び原則ではないとする。⁽³³⁾ したがって、究極的には、裁定官の裁量による判断に基づくことになり、労働の過程による漸進的な疾病については、事故による傷害としての請求は認められにくいといえる。なお、このような事態を解決するために、指定外の疾病について、因果関係の「個別的立証」を認める等の提案はなされているが、補償費用抑制のために、事故による傷害の場合と指定疾病による場合に限定して補償する制度を採用しているとされる。⁽³⁵⁾

- (1) R. Lewis, *Compensation for Industrial Injury* (1987) p. 38.
- (2) 事故の要件は、労働者補償法制定当初、「事故による傷害(injury by accident)」として、複合的に解されていた(H. Calvert, *Social Security Law* (2nd ed. 1978) p. 318)。例えば、*Fenton v. J.Thorley & Co. Ltd.* [1903] A. C. 443 がある。「事故」と「傷害」が区別して解されるようになったのは、労働の過程による疾病の取扱いが問題となってからとされる(H. Calvert, *op. cit.*, p. 319)。
例えば、珪肺症が問題となった *Roberts v. Dorothea Slate Quarries Co. Ltd.* [1948] 2 All E.R. 201 がある。
- (3) *Fenton v. J. Thorley & Co. Ltd.*, note 2 above.
- (4) *Id.* at 445-446. 控訴院は、先の *Hensey v. White* [1900] 1 Q. B. 481 に基づき判断したとされる。
- (5) *Fenton v. J. Thorley & Co. Ltd.*, note 2 above, at 446.
- (6) *Id.* at 446-447. なお、一八九七年労働者補償法においては、被災労働者自身の「重大かつ故意ある非行(serious and wilful misconduct)」のない場合であれば、被災者の過失による傷害につき補償をなすとの規定が存在する(*Workmen's Compensation Act 1897* s. 1(1)).

tion Act 1897 (60 & 61 Vict. c. 37) s.1, sub-s.2 (b)-(c))。

- (7) Fenton v. J. Thorley & Co. Ltd., note 2 above, at 448. Macnaghen 卿は、「accident」と「injury」を相互に言い換え可能なもの、すなわち、「injury by accident」は複合的表現であると解している(*ibid.*)。また、Lindley 卿は、「事故」とは、「傷害を生じさせる意図しない予期せぬ出来事(occurrence)及び意図しない予期せぬ傷害の両者を意味すると述べる(*id.* at 453)。
- (8) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd ed. 1986) p. 259.
- (9) Brintons, Ltd. v. Turvey [1905] A.C. 230. 本件は、「異物が微細であることを除けば、目に有毒な液体が入った場合等と同様に偶然の侵入(fortuitious intrusion)と解される」としている(*id.* at 230)。反対意見として、Robertson 卿は、「一九八七年労働者補償法第一条は、疾病を対象としていないことを指摘している(*id.* at 237)。なお、「一九〇六年労働者補償法において、疾病も補償の対象とされることになり、炭疽が指定疾病とされた(別表三)。
- (10) Trim Joint District school Board of Management v. Kelly [1914] A. C. 667. 本件では、Macnaghen 卿の「事故」に関する定義に対して、「一般的意味(popular sense)」という表現が不適切であると指摘された(*id.* at 680)。
- (11) *Id.* at 679-680, per Viscount Haldane L.C. 本件は四対三で、「事故による傷害」であるとして、補償請求を認めたが、反対意見として、Dunedin 卿は、「本件の傷害は計画されたものであるから、一般的な意味における事故に該当しないと述べる(*id.* at 686)。
- (12) 一九〇六年労働者補償法により、「一定の疾病については、指定疾病として補償されるに至った(A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 279)。
- (13) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 258, 261; R. Lewis, *op. cit.*, p. 39.
- (14) Roberts v. Dorothea Slate Quarries Co. Ltd., note 2 above.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Id.* at 203, per Lord Porter. 本件は「① Workmen's Compensation Act 1925 (c.84) s.1(1)」、及び「② Various Industries (Sifcosis) Scheme 1931 (S.R. & O. 1931 No.342)に基づき、使用者に対し、選択的に補償請求を行なったものである。県裁判所

は、①につき請求を認めず、②につき請求を認めたので、被災労働者及び使用者が共に、控訴院に上訴した。控訴院は、①及び②の請求を認めなかったため、被災労働者が①に基づき、貴族院に上訴したものである。

- (17) *Id.* at 205.
- (18) R(1) 42/51.
- (19) *Id.* para. 5.
- (20) R(1) 54/53.
- (21) *Id.* paras. 4-6.
- (22) R(1) 18/54.
- (23) *Id.* para. 6. 「身体に悪化をもたらした状態で仕事を続けることにより、一八日後の労働不能に至るまで無意識的に傷害を悪化させていた。しかし、このことは最初の事故による傷害の性質を理解できず、仕事を続けることにより悪化させたといえるにすぎない。麻痺の重大さを認識していた場合、「請求者は」仕事を中止したであろう」とし、「事故による傷害」とし、傷害給付請求を認めた(*ibid.*)。
- (24) R(1) 43/55. 本件では、請求者は、既に国民保険法上の疾病給付(神経症及びその結果的症狀である皮膚炎に対して)を受給していた(一九五二年二月五日―同年一月二日及び一九五三年一月二日―同年五月一六日)。その後、一九五三年六月六日に皮膚炎(指定疾病)であるとして傷害給付請求をなしたが、認められず、一九五三年一月二五日に一九五二年二月五日の事故による傷害であるとして、一九四六年国民保険(産業傷害)法第七条に基づき請求をしたものである。
- (25) *Id.* para.12. これに対し、社会保障審査会は、①一九五二年二月五日の事故による傷害に該当しないが、一連の爆音の蓄積した結果(the cumulative result of a series of explosions)である(Burrell & Sons v. Selvage [1921] 1 K.B. 355 を引用) (paras. 12.15.16)として、②傷害給付請求期間を徒過していることにつき、請求者の健康状態が、その遅延に対する正当な理由にあたるとして、請求を認めた(Para. 20)。
- (26) R(1) 32/60. 本件において、請求者は、自動車が提供された一九五八年四月二五日、当日に異臭を感じ、ガレージに掃除を

依頼している。その後、一九五八年一月一三日にも掃除をなしたが、異臭を感じるので、一月二五日には職場の管理者に同乗を頼み、ガレージに行くと、当該自動車はエンジンの修理が必要と指摘された。修理後一九五九年一月七日から四月一六日まで使用している。その間に二度血液検査を受けたが、カルボキシルヘモグロビンが増量していた。この証拠に基づき、請求者は、異臭はほぼ毎日感じていたが、一九五八年一月一三日、一月二五日、一九五九年一月七日における事故による傷害(自動車エンジンから漏れる一酸化炭素ガスによる中毒)であるとして、請求をなした。

(27) *Id.* para. 11. 社会保障審査会は、年金及び国民保険省の上級医事官の慢性一酸化中毒であるとの判断に基づき、「一酸化炭素吸入の結果説明を鑑みて、当該傷害は、急性中毒の場合を除いて、漸進的なものであり、国民保険(産業傷害)法の意味する事故に該当しない。請求者の自動車使用は、本法に関連する意味で、確定できる出来事(identified event)とは考えられない。当該傷害は、個々の呼吸により潜行的に生じたものであり、独立した出来事(separate incidents)ではなく、無数の出来事である。特定時に、なんら確定可能な生理学的悪化がみられない」とした(*ibid.*)。また、R(1) 43/55 (note 24 above)と比較して、「本件において、請求者の症状の原因として唯一確定できる出来事は、異臭の吸入である。それらの吸入は、一連の事故(a series of accidents)により生じた事故と判断するには、無数であること、非常に潜行的であった」と述べている(para. 15)。

(28) R(1) 11/74. 本件において、請求者は既に、一九七一年一月に左肘が悪化し、指定疾病 No. 33 (beat elbow) により傷害給付を受けていた(同年一月二日—二〇日)。その後、当該疾病に対し、傷害給付請求を行なったが、尺骨神経圧迫症との診断に基づき、指定疾病に該当しないと、請求は退けられた。

(29) *Id.* para. 11.

(30) *Id.* para. 13. 本件において、請求者の尺骨神経症候状態が、一連の小事故により生じたものであるか、あるいは事故ではなく過程により発症したものであるかを判断する必要があるとして、事故による傷害と労働過程による傷害との区別に関し、有名な *Roberts v. Dorothea Slate Quarries Co. Ltd.*, note 2 above を引用し、当該区別は困難であるが、多くは程度の問題であり、関連症状が発症するまでの期間の長さによることになる。短期間であれば、当症状が事故により発症したものである

と比較的に容易に判断できるとする(para. 12)。

なお、本件は、社会保障審査会の決定を破棄するよう高等法院に対し、移送命令(an order of certiorari)が求められたが、発症期間は考慮すべき要素にすぎず、事実問題であり、法律の誤りはないとして、退けられた。

(31) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 259.

(32) R. Lewis, *op. cit.*, pp. 41-42.

(33) R. v. Industrial Injuries Commissioner, *ex parte Starr* (1974) appendix to R (I) 11/74 (note 28 above) at 12.

(34) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 261, 279.

(35) *Id.* at 258.

二 人身傷害(personal injury)

労災補償制度は、人身傷害について補償がなされるが、それは創傷もしくは外傷等の身体的傷害(physical injuries)のみならず、ヘルニア、心臓病等の内的傷害(internal injuries)をも意味する⁽¹⁾。ただし、事故による傷病であることが必要である。また、単なる緊張(筋違い strain)は人身傷害には該当せず、生理学的もしくは心理学的悪化が必要とされる⁽²⁾。以下、神経病及び身体的人工付加物に対する裁決例を紹介する。

1 神経病

① 雇用上…ドロップハンマー操作員の補助者が、操作員が自らのハンマーで押しつぶされ、即死したのを数フィート以内で目撃し、ショックを受け神経衰弱になった事例⁽³⁾。「請求者は、明らかに人身傷害を被ったといえる。なぜなら、生理学上の傷害もしくはその変化「神経衰弱」を被ったからである。それは、偶然に、予期せずに、故意

なく、不幸にも生じたものである。それは、すべて事故の性質を有する」とした。⁽⁴⁾

これに対し、請求者が事故を実際に目撃していないことから、雇用外とされたものがある。

② 雇用外・地下スレート鉱山のロックマンである請求者(六三歳)が、作業中、同じ鉱山の異なる場所でロックマンとして作業中の息子の死亡を聞き、ショックを受け神経衰弱に陥った事例。⁽⁵⁾ 請求者の事故は、工作中、自動車事故による息子の死亡の知らせを突然受けた場合のショックと同様に、息子の死亡の知らせを受けたショックであり、仕事如何にかかわらないものである、として「起因性」が認められないとした。⁽⁶⁾

2 人工付加物の傷害

③ 雇用外・工作中、石につまずき義足を損傷した炭坑夫が、義足なしでは、仕事ができず、修理されるまで働けなかったとして、傷害給付請求をした事例。⁽⁷⁾ 法第七条にいう「人身傷害」とは、人間の生体への傷害を意味する。身体的人工付加物として、例えば、眼鏡、義歯、鬢、義足等に対する損傷は、労働不能の原因であるが、「人身傷害」を構成しないとされた。⁽⁹⁾

④ 雇用外・造船所の薄板金属労働者が、圧縮してステンレスの鋼鉄板で覆っていたところ、同僚が鋼鉄板を押しつけ突然離したので、眼鏡右レンズに傷がついた事例。⁽¹⁰⁾ 眼鏡の損傷のみで人身傷害はなかったが、産業事故としての宣言(declaration)を求めたものである。本裁決の中で、次のような事例を引用し、請求を退けている。

右腰を関節固定した請求者が、工作中濡れた床で滑り、後にX線診断により腰固定物の損傷が発見され、人身傷害

に該当するとされた事例である。⁽¹¹⁾ 人身傷害は「人間の生体」に対する損傷を意味するが、本件の場合、人工付加物が、身体に密接に接合し、当該事情の現実的評価に基づき、身体の一部を形成しているといえるところとした。さらに、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器が、身体の一部を形成するとみなすことは非常に困難であり、松葉杖、車椅子等も同様であるとされた。

- (1) 例えば、ヘルニアに関する事例において、内的傷害は事故と傷害とを区別しがたい(例えば、Fenton v. Thorley & Co. [1903] A.C.443)が、「事故」と「傷害」を区別すべきとする(Hudson and Jones v. Secretary of State for Social services [1972] A. C. 944 at 967)。
- (2) *Id.* at 1009.
- (3) R (D) 49/52.
- (4) *Id.* para. 3. Yate v. South Kirby Collieries Ltd. [1910] 2 K.B. 538 を引用している。
- (5) R(D) 22/59. 神経系の損傷は、骨、筋肉、体内細胞の組織に対する損傷と同様、人身傷害であるとする(para. 9)。
- (6) *Id.* para. 11. 同じ職場での事故であることから、傷害給付請求を認めた審判所の判断に対し、事故と事故の結果を混同するものであるとする。
- (7) R (D) 7/56.
- (8) 一九四六年国民保険(産業傷害)法第七条。
- (9) *Id.* para. 5.
- (10) R (D) 1/82.
- (11) R (D) 8/81 para. 14 を引用している(para. 6)。

三 事故と人身傷害との因果関係

請求者は、蓋然性を考慮した上で、事故が傷害を発生させた原因であるということを証明しなければならない。事故が、傷害の唯一の原因であることを要しないが、傷害に対し「主因(efficient cause)」もしくは「第一原因(causa causans)」でなければならず、「必要原因(causa sine qua non)」であるだけでは不十分とされる。⁽¹⁾後に検討するが、雇用起因性(雇用と事故との因果関係)についても同様のことがいえる。なお、この判断については、医学的見解が重視される。⁽²⁾事故発生以前に、基礎疾病等の雇用以外の原因が存在する場合、および事故発生後の自殺の場合の事例を紹介する。

1 基礎疾病等との関係

① 雇用上…炭坑夫が鉦山の石炭運搬槽で工作中、ワイヤー運搬ロープ(長さ600yards、重さ22cwt's、厚さ3/4inch)で胸を打ち、精神的に混乱し、約九ヶ月後、精神病院で死亡した事例。⁽³⁾検死官及び病理学者によれば、死因は動脈硬化及び慢性心筋変性症に伴う慢性鬱血性心不全であったが、それは工作中、運搬ロープによる傷害及びシヨックにより早められたということだった。「事故は、故人の死亡の直接原因である必要はない。それが間接原因であっても、単なる条件(a mere condition: causa sine qua non)ではなく、主因(efficient cause: causa causans)であればよい。事故と死亡もしくは労働不能との因果関係に蓋然性(probability)があり、単なる可能性(possibility)ではないことが証明されなければならない」とし、⁽⁴⁾本件では、医学的見解に基づき、事故時から死亡時までの症状の悪化過程に中断がないとした。⁽⁵⁾

事故と傷害(死亡)の因果関係の判断に際し、症状の悪化が連続的なものであるか否かが重要といえる。

② 雇用上…変性椎間板状態であるパン製造所の補助員(四三歳)が、一焼き分の皿をテーブルの下に置くために屈み、真つすぐにしようとした際、「背中にカチツ」と音がして即時に痛みを感じ、椎間板ヘルニアにより労働不能になった事例⁽⁶⁾。請求者の部分的に突出し退化した椎間板(自覚症状なし)が、テーブルの下に皿を置く動作(the last straw)により、さらに突出し悪化したといえるとした⁽⁷⁾。

本裁判の中で、社会保障審査会は、過去の脱出椎間板の事例を分析し、医学的観点から概括的に三つに分類している⁽⁸⁾。第一に、椎間板が全く健康である者が、突然脱出を被った場合である。椎間板は強靱な靱帯に制御されるため、この場合、脱出にはかなりの力を要するものである。第二に、二、三の退化した椎間板を有し、突然痛みの発作を被る場合である。通常ストレス及び日常の緊張の結果として、椎間板が健康な状態ではなく、悪化状態にあることを示すにすぎず、特定時当該状態の最初の兆候が現われたにすぎないとするものである。第三に、二、三の退化した椎間板を有しているが、職場での何らかの動作により、突然痛みを感じ継続する場合である。一時的な痛みに対して生理学上の悪化が生じたと推定されるものである。なお、本件は、第三類型に該当するとしている。

2 事故による傷害後の自殺

③ 雇用外…炭坑夫(年齢六三歳、五〇年勤続)がトロッコと石炭の捨場にはさまれ骨折し、入院後自宅療養中、経過は良好であったが、一カ月ほど前から左腕が上げられず仕事に復帰できないことを苦に意気消沈し、負傷五カ月半

後に自殺をした事例⁽⁹⁾。検死官によれば、精神不安定中に自ら招いたガス中毒による窒息死であるとされた。医学的判断によれば、当該傷害は回復しており、意識的判断を奪うほど意気消沈状態ではなく、また、一時的に意欲を失わせる激しい痛みもなかったということであった。「故人の意気消沈は、当該負傷の結果であると認められるが、因果関係はその時点で切れると考える。意気消沈は、判断及び理性を奪うほどひどいとは考えられない。……意気消沈が理性的判断力を奪うほど激しく、全く理性のない衝動的状态である場合、その結果行なわれた自殺行為は、当傷害の結果であるといつてよい。他方、意気消沈が意思、理性、意識的な判断を奪うのではなく、死亡という逃避手段を意識的に判断する失意状態である場合、意識的な判断が、新たな促進原因を作り出し、その結果生じた死亡は、傷害の結果ではない。それは自身の意識的な自発的行為の結果である。本件において、当傷害は、故人の理性及び判断力を奪うほど精神的動揺に導いたといえない」とした⁽¹⁰⁾。

自殺については、事故と傷害(意気消沈)さらに死亡が一連の出来事であり、新たな促進させる原因がないことが必要である。その際、傷害による意気消沈の程度が意思決定等を奪うものであるか否かに基づき判断されるといえる。

(1) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd ed. 1988) p. 260; R. Lewis, *Compensation for Industrial Injury* (1987) pp. 45-49.

(2) R. Lewis, *op. cit.* p. 49.

(3) R (I) 14/51.

(4) *Id.* para. 6.

(5) *Ibid.* なお、故人が、直接的な事故による身体的及び精神的結果を回復した後、年齢もしくは心臓病により仕事に復帰でき

ないことを案じた結果、死亡を早めた場合とは異なることを指摘している。

(6) R(D)19/63. 人身傷害は、単に一時的な痛みの発作ではない生理学的悪化をも意味する。例えば、緊張(strain)による場合、異常に骨の折れることをしている必要はないが、長期にわたる無数の反復持ち上げ行為など、傷害が労働過程(by process)によるものではなく、請求者の視点で予期しない一定の出来事が存在すれば、請求者の既存状態(pre-existing condition)もしくは単に傷病の過程の頂点(the climax of a process)であるにもかかわらず、給付請求は認められるとする(para. 9)。

(7) *Id.* para. 14.

(8) *Id.* paras. 10-12.

(9) R(D)19/52.

(10) *Id.* para. 9. なお、この問題に関する判例法は、一九二五年から一九四五年までの労働者補償法当時から変更していないと指摘する(para. 10)。

四 雇用遂行性(arising in the course of employment)

労災補償制度で補償を受けるには、すでに検討してきた三要件に加えて、これから検討する雇用遂行性(以下「遂行性」という)及び雇用起因性(arising out of employment)(以下「起因性」という)の要件を充足するか否かが重要となる。

1 概 説

(1) 「遂行性」と「起因性」との関係

「遂行性」と「起因性」の要件は、一つの複合的な要件であるとの見解も存在するが、二つの独立した要件である

と解するのが一般的とされる。⁽¹⁾ その場合、「遂行性」は、時間、場所、被用者の行為により決定されるものであり、「起因性」は、事故と雇用との因果関係を示すとされる。⁽²⁾ すなわち、「遂行性」があるとは、原則として、被用者が就業時間中、就業場所において、雇用契約上の本来の業務を履行していることをいう。

被用者の行為に関していえば、就業時間中、就業場所において、雇用とは全く無関係な私的行為をなす場合には「遂行性」が否定され、他方、就業時間もしくは就業場所以外であっても、使用者の指示ある行為をなす場合には「遂行性」が肯定される。

ところで、「遂行性」判断の際、被用者の行為が私的逸脱行為であるか否かを考慮すること(例えば就業時間中の私的行為等)は、既に雇用と事故との因果関係、すなわち「起因性」を判断していることになる(なお、「起因性」の判断に際しては、雇用危険(employment risk)の有無を考慮することになる)。この点で「起因性」との区別が明確ではないとされる。⁽³⁾ しかし、「遂行性」があれば、反証がないかぎり「起因性」が推定されるという制定法上の規定からも、實際上問題は生じないとされる。⁽⁴⁾

(2) 「遂行性」の判断

他方、「遂行性」は、雇用契約上の本来の業務(what he is employed to do)の履行だけでなく、判例法上の概念たる「雇用に合理的に付随する(reasonably incidental to the employment)」ものとして認められる場合がある。例えば、雇用に必要かつ合理的行為として、就業前後の準備・後始末行為、休憩時間中の食事・用便、使用者の利益となる行為として、制定法規定に該当しない緊急行為、制定法規定に該当する移動行為等がある。かつてほど履行義務の有無

により、「遂行性」を厳格に判断しなくなっていると指摘されるが、原則として、履行義務の有無により「遂行性」が判断されているといえる(例えばレクリエーション活動等)。したがって、使用者の許可ある場合であっても、「遂行性」は必ずしもあるとは限らないといえる。

また、「遂行性」は、雇用の性質及び被用者の特性により異なるものであるから、雇用契約との関係はほとんどない⁽⁶⁾とされる。例えば、通勤手当が支給されると契約上定められた場合であっても、原則として通勤途上には「遂行性」はない。例外的に、雇用の性質上、被用者に就業時間及び就業場所の決定に際し、一定の裁量を認めている場合、自宅から直接訪問宅へ赴く途上には「遂行性」はあると解される。また、年齢、体力、健康状態等の被用者の特性上、就業前後の就業場所内の私的行為についても、「遂行性」が認められる。待機時間中についても、同様である。

ところで、「遂行性」判断に関し、判例法上、二つの基準があると指摘される⁽⁷⁾。第一に、事故発生時、被用者が使用者の指揮命令もしくはその支配下にあったかどうか(“supervision test”とも呼ばれる)、第二に、第一の基準を補足して、事故発生時、被用者の行為が、一般人の行為から区別できるものであるかどうか(“public zone test”とも呼ばれる)というものである。

以下、「遂行性」判断につき、便宜上、就業時間、就業場所、被用者の行為に分類し、事例を紹介する。

(一) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *The Law of Social Security* (3rd ed. 1988) pp. 262-263; R. Lewis, *Compensation for Industrial Injury* (1987) pp. 50-52; H. Calvert, *Social Security Law* (2nd ed. 1978) pp. 321-323.

(二) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.* p. 262.

- (3) *Ibid.* : R. Lewis. *op. cit.*, p. 51.
- (4) A. I. Ogus & E. M. Barendt. *op. cit.*, p. 262.
- (5) *Ibid.*
- (6) A. I. Ogus & E. M. Barendt. *op. cit.*, pp. 263-264.
- (7) *Id.* at 264.

2 就業時間

ここでは、①就業前後の時間、②就業時間中の私的行為、③休憩時間、④待機時間の事例を順に紹介する。「遂行性」判断につき、「合理的付随」行為として「遂行性」が認められるか、もしくは私的行為として「遂行性」が中断されると解されるか等が問題となる。

(一) 就業前後の時間

仕事の準備及び後始末を含め、始業前及び終業後の合理的な時間は、仕事の性質及び被用者の特性により異なるものであるが、「遂行性」が認められると解される。⁽⁸⁾

(1) 始業前

就業に備えて、始業時よりも若干早く就業場所に到着する場合につき、リーディングケースとして、一九七六年 *East* 事件高等法院判決がある⁽⁹⁾。本件は、バスケット工場に雇用されたパートタイマーである請求者が、バス利用上始業三〇分前に到着し、更衣後習慣的に食堂で昼食をとり、その際転倒し二カ月休職したことに對し、傷害給付請求

イギリスにおける業務上災害の概念(一)

をしたものである。工場に到達し作業服に着替えた時点で「遂行性」があり、その後食堂に赴くことによつて「遂行性」は中断されるものではないと判断された。すなわち、作業服に着替え食堂に行く行為は、雇用に合理的に付随するものであり、「遂行性」を中断しないとされたのである。⁽¹⁰⁾

裁決例として、次のようなものがある。

① 雇用外…交代勤務開始四五分前に、従業員食堂で、サンドウィッチを購入することを習慣としていた炭坑労働者が、食堂の階段で負傷した事例⁽¹¹⁾。炭坑施設に入った時点で雇用の範囲に入ったといえるが、私用(サンドウィッチ購入目的)で食堂に行くことは、履行義務に付随するとはいえず、雇用の過程外になると判断した。⁽¹²⁾

② 雇用上…乗り合いバス利用上、交代勤務開始四〇分前に到着する炭坑労働者が、作業靴のひもを購入するために従業員食堂に行く途中、階段で転倒し負傷した事例⁽¹³⁾。始業前到着は、不当に早いとはいえないとした上で、「靴ひもを購入することは、仕事に対して適切に装備するために合理的に必要なこと」⁽¹⁴⁾であり、雇用契約上の本来の業務の履行に付随する行為であるとして「遂行性」を認めた。

③ 雇用外…ピリヤードで気分転換をはかるために、始業約一時間前に到着することを習慣としていた看護師が、職場へ行く途中、病院のグラウンドで自転車から転倒し足を負傷した事例⁽¹⁵⁾。事故は使用者の施設内で発生したが、始業前の到着は自身の享樂のためであり、雇用に付随するものではないとした。⁽¹⁶⁾

④ 雇用上…ラッシュアワーを避けるため、始業一時間半前に職場に到着し、窓を開け読書を習慣的に行なっていた公務員(六四歳)が、窓を開ける際、側にあったガラスランプのかさを割り負傷した事例⁽¹⁷⁾。始業前の出勤は、自身の便

宜ではなく、職場での職務の履行に対する体力を維持するためと考えられ、「雇用」に合理的に付随するものであるとして「遂行性」を認め⁽¹⁸⁾た。

(2) 終業後

⑤ 雇用外・終業後入浴した坑夫が、従業員食堂でお茶を飲み、数分後、帰宅するため食堂を出る際、階段で負傷した事例⁽¹⁹⁾。仕事終了後、「遂行性」は、労働者が「自身を雇用から解放するために (disentangled himself from his employment)」必要なことを行なう限りにおいて継続するとし、通常、「解放 (disentanglement)」は使用者の施設を離れることにより達成される⁽²⁰⁾。しかし、入浴などの雇用の補助的行為とは区別して、使用者の施設内であっても、食堂でお茶を飲むなどの合理的ではあるが、施設を離れる際不可欠ではない行為を行なう場合、雇用に伴随する行為ではないとして「遂行性」は認められないとした⁽²¹⁾。

⑥ 雇用上・終業後、使用者により、契約上報酬の一部として提供された食事を取り、その後食堂を退出する際、床で転倒し、手首を骨折した食堂補助員の事例⁽²²⁾。請求者の食事は、契約上提供されたものであるから、雇用の一部及びそれに付随するものであり、したがって、雇用は、食事中及び食堂から工場の門までの通路にも及ぶとした⁽²³⁾。

(8) R. Lewis, *op. cit.*, p. 56.

(9) R. v. National Insurance Commissioner, *ex parte East* [1976] I. C. R. 206. 本件は、事故時、雇用の過程 (the course of her employment) が開始されていなかったとし、傷害給付請求を退けた社会保障審査会の裁決の破棄を求め移送令状 (an order of certiorari) を申請したものである。

(10) O'Connor 判事は、習慣的に始業前に食堂で昼食を取る際、すなわち事故発生時、そもそも雇用の過程は開始していなかつ

たとする社会保障審査会の判断には法律上の誤りがあるとして、それを破棄した。すなわち、工場に到着し更衣する際に、雇用の過程は開始するのであり、その後はその中断の有無により判断するのが判例上確立したものであると指摘した(その判例として、*R. v. Industrial Injuries Commissioner, ex parte Amalgamated Engineering Union (No.2) (Re Culverwell)* [1966] 2 Q. B. 31等を挙げている)(*ex parte East, above, at 208-210*)。なお、裁判所は、社会保障審査会の判断に対し、介入を控えるべきであることを強調し、本件は例外的なものであると述べる(*Id. at 209*)。

また、*Widery* 首席判事は、今後の参考にと、*Willis* の著書(*Workmen's Compensation* (37th ed. 1945))三六頁を引用している。

「労働者の施設到着が不当に早くない場合、もしくは雇用の事情により必要である場合、又は事故発生時、仕事の準備に必要なことを使用者の施設で行なっている場合であれば、事実上の就業時間が開始していないにもかかわらず、雇用の過程は開始したと取り扱われる。」

(11) R (1) 11/54. 本件では、食堂利用の際の「遂行性」判断において、始業前と終業後(例えば、R(1) 52/52)を区別すべきではなすと述べる(para. 6)。

(12) *Id.* para. 7. また、社会保障審査会は、使用者の施設で事故が発生した場合、必ずしも「遂行性」があるとはいえないとし、使用者により食堂利用を許可され、その利用が、事故時適切な場合であっても、雇用の範囲内にあるとはいえない、とした(*Ibid.*)。なお、本稿第一節四(三)休憩時間中の従業員食堂の利用の事例を参照。

(13) R (1) 72/54. 保険審査官は、R (1) 52/52 及び R (1) 11/54 (note 11 above) を引用し、本件は「起因性」がないと主張した(para. 4)。

(14) *Id.* para. 8.

(15) R (1) 1/59. なお、*Willis* の著書(*Willis, op. cit. p. 36*)を引用して、本件において、ピリヤードもしくは喫茶が、使用者の利益でもなければ、雇用上必要とされるものでもなく、請求者の病院への到着は不当に早いといえる、と指摘している(para. 12)。

- (16) *Ibid.*
- (17) R (1) 3/62.
- (18) *Id.* para. 7. 使用者の承認も重要な判断要素とされた(Para. 6)。また、始業一時間半前の到着という時間の長さが問題となったが、早く到着する実際上の必要性は、個々の事例ごとに個々の事実に基づき判断されるべきとし(*Ibid.*)、請求者の年齢、健康及び体力状態が考慮されたといえる。
- (19) R (1) 52/52 (note 11 above).
- (20) *Id.* para 7. *Weaver v. Tredegar Iron Co. Ltd.* [1940] A.C. 955を引用(para. 5)。通常、①仕事場から使用者の施設の出口まで移動中、②坑夫の入浴等は、「雇用から自身を解放する」ために必要な行為として、雇用に付随すると解される(Para. 5)。したがって、請求者が、入浴後直ちに階段を降りた場合、事故は雇用上となる(Paras. 6,7)。
- (21) *Id.* Para. 7. なお、社会保障審査会は、終業後食堂でごく短時間、合理的な使用をする場合には厳格な判断かもしれないと補足しているが、本件の場合、諸事情を考慮して、「遂行性」を認めるべきともいえよう。なお、休憩時間中の食堂利用に「遂行性」があるとされるのは、休憩終了後、再び仕事を行なうことを前提としていることによるといえる。
- (22) R (1) 15/55.
- (23) *Id.* para. 7. 本件において、R (1) 52/52と比較し、食事をとることが契約の履行であるとして「遂行性」を認めたが、請求者に有利な判断であったといえよう。

(二) 就業時間中の私的行為

- (1) *Culverwell* 事件控訴院判決⁽²⁴⁾において、Denning 卿は、「通常の方法で、就業場所において就業時間中、雇用に付随する危険により負傷した場合、本来の仕事ではなく同僚とのおしゃべり、喫煙等の場合であっても、雇用に起因して、かつその遂行過程で生じた傷害である。しかし、雇用契約上の本来の業務とは全く異なることをなす場合は、

イギリスにおける業務上災害の概念(一)

この限りではない⁽²⁵⁾と述べている。では、具体的にどのような基準で判断されているのかを以下の裁決例において検討する。

(2) 裁 決 例

被用者の行為が、禁止されず、不合理でなく、他者の仕事を妨げない場合においては、「遂行性」は中断されないと解される。

① 雇用上…坑夫訓練生(一五歳、仕事開始二日め)は、選炭夫により、不定期的に軌道上送られてくる空のチューブをまとめていたが、待ち時間中、約一〇フィート離れた他の軌道で、仕事をしていない作業員と話をしていた際、送られてきたチューブにより、背後から左足を押しつぶされた事例⁽²⁶⁾。待ち時間は、雇用に必然的に付随し、雇用の一部である小休止である。仕事をしていない他の作業員と話をする⁽²⁷⁾ことは、雇用に合理的に付随する行為であるとした。

② 雇用上…就業時間中、使用者の農園内で商店を経営する技術者にトラクターの修理を依頼した農業労働者は、当技術者が他の車の車輪外しの応援に呼び出されたため、自身も補助に行き、転倒した際、偶然当車輪が落ち足を骨折した事例⁽²⁸⁾。事故は、請求者の履行すべき義務のない待ち時間中に発生したものであるが、トラクターの修理をできるだけ早く再開できるように技術者を補助することは、使用者の事業を促進していたといえ、合理的な行為である。したがって、雇用の過程は中断されないとした⁽²⁹⁾。技術者の補助を使用者の事業目的のものと解した請求者に有利な判断であったといえよう。

他方、被用者の私的行為による仕事の中断が自然なものであり、その時間を合理的に使用しているとして、「遂行

性」が認められる場合がある。

③ 雇用外…フットボール賭博積立金の徴収代理人でもある工場の機械工が、工作中、同僚の工員が積立金を手渡したが床に落ちたため、それを拾う際、近くの机の上にあった重いスパナが手に落ち負傷した事例⁽³⁰⁾。机の上からスパナが落ちたことは、雇用危険であり、仕事場を離れず単に積立金を受け取ったことは、雇用の過程の重大な中断にあらならないとした⁽³¹⁾。

しかし、就業場所から離れた場合、使用者の監督が及ばなくなれば、「遂行性」はないと解される。

④ 雇用外…就業時間中、工場内の商店に行くには、慣行として許可が必要であるにもかかわらず、許可なく、新しい仕事着を取りに行く許可を得た同僚労働者に随伴した請求者が、職場に戻る際、つまずき足を負傷した事例⁽³²⁾。許可なく商店に行くことは、法第八条⁽³³⁾にいう指示のない行為に該当するかが検討された。請求者の行為が「使用者の仕事の目的で、もしくはそれに関連して」なされたといえるかにつき、雇用の目的のために仕事着を得ることは必要であるが、請求者は(i)新しいのを購入したばかりであること、(ii)当日仕事着購入許可を得ていなかったこと、(iii)新しい商品を検査に行くことは、彼女の雇用に通常付随するものではなく、就業時間中にそれをなすべき十分な理由もないことから、同僚に随伴して商店へ行くことは、私的行為であり、雇用を中断したといえるとした⁽³⁴⁾。

被用者が就業時間中、就業場所にいる場合であっても、事故発生時の行為が、例えば夜勤中に居眠りをするといった仕事とは全く異なる場合、「遂行性」は認められない。

⑤ 雇用外…病院のボイラーマンは夜勤中、ボイラー室に近接する食堂の床で死亡しているのが発見された。食堂

のガスコンロからガス漏れが生じており、検死では、一酸化炭素中毒と判断された事例⁽³⁵⁾。ボイラーを長時間放置しておくことは危険であり(記録は一時間ごとにつけることになっていた)、夜勤中眠ることは、機関士にとって重大な職務違反であり、雇用の範囲外であるとした⁽³⁶⁾。

⑥ 雇用上・酒造工場で、熱湯処理液体の入ったタンクを監視し、ポンプ及びバルブを用いて液体の流れを制御する仕事に従事する労働者が、夜勤中タンクの端に座り眠り込み、熱湯処理液体の中に落ち即死した事例⁽³⁷⁾。タンクの端に座る行為は禁止されていたが、事実上寛大に扱われており、特に眠気が襲う時であって不自然ではなく、あらゆる事情を考慮すれば、雇用の範囲外といえるほど無分別な行為であるとはいえないとした⁽³⁸⁾。

さらに、雇用とは全く無関係な私的な行為として、「遂行性」が否定された事例がある。

⑦ 雇用外・使用者(英国鉄道)所有の門衛詰所に住み込みの踏み切り番人が、家事の目的で、牛乳を取りに行くために門衛詰所の庭園通路を歩行中、手首を骨折した事例⁽³⁹⁾。門衛詰所は、使用者の所有物であるが同時に請求者の自宅であり、事故と雇用との間に十分な関連がない。牛乳を取りに行く行為は、雇用ではなく、自宅の食事を取ること⁽⁴⁰⁾に付随するというのが適切であるとした。

(24) *R. v. Industrial Injuries Commissioner, ex parte Amalgamated Engineering Union* (No.2), note 10 above. 本件は、休憩時間終了後の事例であり、被用者の行為が、雇用に合理的に付随するものではないとして傷害給付請求は認められなかったが、就業時間中、就業場所での一定の私的行為につき、「遂行性」が認められるとした点は注目すべきとされる。

(25) *Id.* at 49. *Salmon* 判事は、法律上、雇用の遂行過程にあるとは、雇用契約上の本来の業務をなす場合のみならず、雇用に合理的に付随することをなす場合もいう、と指摘している(*id.* at 51)。

- (26) R (I) 46/53.
- (27) *Id.* para. 5. 他の作業員も仕事ではなく、邪魔をしたものではないことが判断のポイントとなった。本件では、特に「起因性」と区別して「遂行性」を判断していない(*Ibid.*)。
- (28) R (I) 13/68.
- (29) *Id.* para. 12.
- (30) R (I) 4/73.
- (31) *Id.* para. 5. 労働者が私的行為により仕事を中断する場合、中断の程度が重大であるか、雇用危険とは異なるものであるかにより、「遂行性」を判断することを適切とする。近時、裁判所及び社会保障審査会は、従来程、私的行為による中断を厳格に解しなくなつたとする。例えば、R (I) 2/63 (本稿第一節五2 (二) 私的行為の事例を参照)。また、Culverwell 事件における Denning 卿の見解(R v. Industrial Injuries Commissioner, ex parte Amalgamated Engineering Union (No.2), note 10 above)を引用している。
- (32) R (I) 1/58. 本件において、請求者は、仕事着の購入が必要であり、事前に品質を検査することが婦人にとって自然であること、工場の商店に行くことは雇用通常付随することであり、「退出時間すぐ前」の小休止を合理的に使用していたと主張した。
- (33) 一九四六年国民保険(産業傷害)法第八条。なお、本規定に関しては、本稿第一節四4 (六) 規則もしくは命令違反又は指示なし行為を参照。
- (34) R (I) 1/58 para. 13.
- (35) R (I) 68/54.
- (36) *Id.* para. 4. また、一九四六年国民保険(産業傷害)法第七条第四項(反証のないかぎり起因性が推定される規定)及び同法第八条(命令違反行為)の適用の可否に対し、反証が存在すること、床で寝ていたことは使用者の事業の目的のためになされたとはいえないとして、「遂行性」を否定した(Paras. 4-5)。

(37) R (1) 36/59.

(38) *Id.* para. 5. 裁決 R (1) 68/54 と比較して、本件は、職務場所で眠り込むことが本能的であり、自然的行為と判断された、請求者に有利な裁決といえよう。

(39) R (1) 9/59.

(40) *Id.* para. 20.

(三) 休憩時間

休憩時間については、就業時間中の私的行為の場合と同様、使用者の施設内で合理的な行為をなしている場合、「遂行性」があり、「雇用上」(within employment)と解される⁽⁴¹⁾。例えば、休憩時間中の行為として、喫茶、用便、レクリエーション活動等が考えられるが、ここでは昼食及び喫茶(lunch, tea break)に関する事例を取り上げる。

(1) 使用者の施設内で食事中、壁が落下して負傷した場合、その場所で食事をするという契約上の義務はなくとも許可されている場合、雇用に中断はない(no break in the employment)として、補償請求が認められた一九〇三年 *Blovelt* 事件控訴院判決がある⁽⁴²⁾。本件は、施設内での食事が雇用を補助するもの(ancillary)であるとして⁽⁴³⁾「遂行性」を認めた最初の事例であるが、さらに一九二〇年 *Armstrong* 事件貴族院判決⁽⁴⁴⁾、及び一九三八年 *Knight* 事件控訴院判決⁽⁴⁵⁾においては、食事をする義務がなくとも、使用者の施設での食事が許可されている場合には「遂行性」があるとしている⁽⁴⁶⁾。

次に、裁決例を紹介する。

(2) 裁 決 例

使用者の施設内、もしくは使用者により、利用が許可されている場所での負傷については、「遂行性」が認められる。

① 雇用上…皮革染色を行なう請求者が、一般人には開放されていない、使用者間でなされた協定により許可を得て利用している食堂で負傷した事例⁽⁴⁷⁾。当該食堂は、使用者の施設から四分の一マイル離れていた。(i)食堂が職場施設から離れていること、(ii)当該食堂が使用者以外の者により、所有運営されていることが問題となった。第一点につき、食堂が使用者の施設から離れていることにより、そこで食事をなす者に「遂行性」が認められないとはいえない⁽⁴⁸⁾。第二点につき、食堂は使用者の所有ではないが、使用者は当該食堂の所有者と食事提供の協定を行なっている。このことは、使用者所有の食堂で食事をとることと、実質的な相違はないとした⁽⁴⁹⁾。

② 雇用上…約一時間の休憩時間中、従業員食堂内のトイレに行く際、階段で転倒し、負傷したバス車掌の事例⁽⁵⁰⁾。休憩時間中、使用者の施設内にとどまる義務はなくとも、従業員食堂で食事、用便をなす等、職務に合理的に付随する行為をなしている場合には「遂行性」が認められるとした⁽⁵¹⁾。

③ 雇用上…運行中に二回一分間休憩があり、許可された近くの喫茶店で転倒し、左肩を捻挫したバス運転手の事例⁽⁵²⁾。緊急事態が発生しない限り、履行すべき義務はなかったが、一般運輸機関の職員に対しても、個々の事例ごとに「遂行性」の中断の有無を判断しなければならないとして、(i)雇用の性質、(ii)休憩の長さ、(iii)負傷した場所、(iv)その場所にいた理由、(v)明示もしくは黙示を問わず使用者の同意の有無、(vi)その他関連する事情を考慮することとした⁽⁵³⁾。

本件において、第一に(i)及び(ii)について、バス運転手の運行時間中の一分間休憩であること、第二に(iii)及び(iv)について、運行表により指示された喫茶店にいたこと、第三に(v)について、喫茶店の利用は使用者により許可され、長年バスの職員により利用されていたこと等から、「遂行性」に中断はないと判断した。⁽⁵⁴⁾

しかし、食堂に行くまでの一般道路上及び食事場所が指定されない等、行動の自由が認められる場合については、「遂行性」は中断されると解される。なお、バス監視義務等がある特別な場合には、「遂行性」は認められる。

④ 雇用外…印刷業見習い工が、就業時間中に技術学校(週に一日)に出席するため、昼食時自転車で移動中、一般道路上でオートバイと衝突し負傷した事例。⁽⁵⁵⁾移動ルート及び時間の指定がなく、職場を離れ学校に到達するまで自由に行動できるとして、「遂行性」は中断されるとした。⁽⁵⁶⁾

⑤ 雇用上…運行中の一分間休憩で、バス監視義務があったが、指定された喫茶店からバスに戻る際、歩道で転倒し、右肩を負傷したバス運転手の事例。⁽⁵⁷⁾(i)休憩場所が指定され、バスの監視義務を履行していること、(ii)八時間の運行時間中、必要な目的で道を歩行することは、職務の通常の達成に不可欠のことであり、特定の休憩が認められない以上、それらは必要な出来事もしくは職務の一部であることから、「遂行性」を認めた。⁽⁵⁸⁾

⑥ 雇用外…一運行終了後四〇分休憩時間中、職員食堂に行く途上、一般道路で負傷したバス運転手の事例。⁽⁵⁹⁾緊急事態発生以外、バス監視等履行すべき義務はなかった。請求者が、バスから食堂に行くために一般道路を横断する場合、使用者に対する義務の履行をなんらしておらず、行動の自由を有しているとして、一般道路上の事故の場合、請求者が事実上の仕事をしていない場合には「遂行性」はないとした。⁽⁶¹⁾

⑦ 雇用外…クリーニング会社に運搬担当として雇用された少年が、昼食終了後、運転手に車に戻るよう合図され、道路を横断中、交通事故にあった事例⁽⁶²⁾。休憩時間は特に一定していなかったが、その間「遂行性」は中断されるとした上、車に戻る合図後「遂行性」は認められるかが問題となった。(i)合図は非公式な取決めであること、(ii)車に戻るまで仕事をしていないのであるから、車に戻るまで「遂行性」があるとはいえないとした。⁽⁶⁴⁾

- (41) R. Lewis, *op. cit.*, p. 57.
- (42) *Blovelt v. Sawyer* [1904] 1 K. B. 271.
- (43) *Id.* at 273.
- (44) R. Lewis, *op. cit.*, p. 63.
- (45) *Armstrong Whitworth & Co., v. Redford* [1920] A. C. 757.
- (46) *Knight v. Howard Wall* [1938] 4 All E. R. 667. なお、以上二件の事例 (*Armstrong Whitworth & Co., v. Redford*, note 45 above; *Knight v. Howard Wall*, above) は、Denning 卿が一九六六年 *Culverwell* 事件判決 (*R. v. Industrial Injuries Commissioner, ex parte Amalgamated Engineering Union* (No.2), note 10 above) で述べた合理的付随行為の事例、すなわち、休憩中の施設内食堂での食事につき、雇用に合理的に付随する行為として「遂行性」が認められた事例であるとする (*R. v. National Insurance Commissioner, ex parte Michael* [1977] 2 All E. R. 420 at 423)。

- (47) RID 11/53.
- (48) *Ibid.* もともと、食堂までの一般道路上は、「遂行性」が中断する、とする。
- (49) *Id.* para. 5. したがって、本件は「遂行性」があり、反証がなく「起因性」が推定されたとした (Para. 6)。
- (50) RID 17/60.
- (51) *Id.* Para. 8. 個々の事例は個々の事実に基づき判断すべきであるが、本件は工場労働者の休憩時間と区別すべきではない、

と指摘している(para. 9)。

- (52) R(D) 4/67.
- (53) *Id.* para. 10.
- (54) *Id.* para. 11. また、「Weaver 事件 (Weaver v. Tredegar Iron Co. Ltd., note 20 above, at 977) の Wright 判事の言葉を借りれば、請求者は、雇用から『自身を解放』していなかったといえる」とする。

- (55) R (D) 24/53.
- (56) *Id.* para. 6.
- (57) R (D) 20/61.
- (58) *Id.* para. 6. 休憩時間中、すなわち職務停止中、使用者の施設を離れた場合、その際生じた事故は雇用上でないというのが一般原則である。しかし、使用者に対する義務が継続している場合、一時的に施設を離れたにもかかわらず、事故発生時、職務中(on duty)であり、事故は雇用上生じたといえるとする(para. 4)。

- (59) R (D) 4/79.
- (60) *Id.* para. 13.
- (61) *Id.* para. 16. すなわち、一般道路上の事故は、本来の仕事(明示もしくは黙示的に指示されたことを含む)をしていない限り、「遂行性」なしとされ、雇用に伴随する行為であるか否かは問題とならない、とした(paras. 15-16)。

- (62) R (D) 84/52.
- (63) *Id.* para. 4.
- (64) *Id.* para. 6. 使用者の施設内で、事実上の職場に戻る際生じた事故に対しては、「遂行性」が認められる。しかし、この原則は、使用者の施設外の一般道路での事故には及ばないとした(*Id.*)。仕事に戻る途上ではあったが、事実上雇用の過程を再開していない時の事故といえる。請求者の請求を退けることは遺憾であるが、職務中(on duty)と職務外(off duty)を区別する境界線は、しばしば非常に微妙なものである。本件の請求者は、境界線のよくない側にあったとした(para. 7)。

(四) 待機時間

待機時間中は、事実上なすべき義務がない場合、自由行動が認められるために、原則として「遂行性」がないとされる。

① 雇用外…送迎バスの運転手が、帰還行程待ち時間中、食事に行った際、交通事故に遭い負傷した事例。⁽⁶⁵⁾ 待機時間中は賃金支給の有無にかかわらず、緊急事態が発生しない以上自由利用が可能であること、⁽ⁱⁱ⁾ 一団に対する誘導義務がない場合、停泊中の船員が許可を得て、自己目的のために上陸する事例と同様に、⁽⁶⁶⁾ 就業時間中であっても、自己目的のための行動であることにより、「遂行性」は中断されるとした。⁽⁶⁷⁾

② 雇用上…送迎バスの運転手が待機時間中、指定された待機場所で喫茶中、転倒し負傷した事例。⁽⁶⁸⁾ 運転手は呼び出しがあれば、即職務に対応できるように、バスにそのまま残るか、もしくはスピードウェイに観戦に行くよう、待機時間中の行動に関して使用者から制約が課せられた。待機時間中、スピードウェイ内の喫茶は、雇用に合理的に付随することであるとした。⁽⁶⁹⁾

③ 雇用外…二四時間常時出動体制の「職務登録」された消防サービス補助区職員が、往復ラジオが備え付けられた自家用車で帰宅途上、交通事故で死亡した事例。⁽⁷⁰⁾ ⁽ⁱ⁾ 二四時間勤務ではあるが、帰宅途上呼び出しがない限り、帰宅義務及び使用者に対する履行義務がないこと、⁽ⁱⁱ⁾ 完全な手待ち状態(standby)にあること、⁽ⁱⁱⁱ⁾ 使用者と連絡が取れる場合、指定車で指定区範囲内を自由に移動することが可能であったことから、「遂行性」は認められないとした。⁽⁷¹⁾

④ 雇用上…住み込み家事使用人が、自室のマットにつまずき、手首を骨折した事例。⁽⁷²⁾ 被災日の仕事を終了し、寝

室にもどったところであった。住み込みの家事使用人の場合、一日の仕事終了後も、使用者の指揮命令のもとにあり、呼び出しがないというだけで、雇用の範囲外であるとみなすこと、もしくは雇用時間が終了したとは考えられない。

雇用の一部として当該施設での睡眠を要求されるとし、「食事をとるだけでなく、休憩及び睡眠をとることは、住み込みの家事使用人の仕事に関連する付随的なことである」とした。⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾

さらに、消防士という特殊な雇用上の性質により、待機時間中に「遂行性」が認められたものがある。

⑤ 雇用上・王立レーダー所の公務員である消防士が、休憩時間中、バレーボールをしている際に足首を捻挫した事例⁽⁷⁵⁾。請求者は終日飛行場で、身体訓練及び消防車の整備等を行なう以外は、長時間の待機を含む監視業務に従事していた。一時間の休憩があり、監視業務をたいくつなものにしないよう、また健康維持のために、バレーボールをするよう奨励されていた。消防士の仕事の性質上、長時間の待機を含んでおり、「遂行性」は雇用契約上の本来の義務あることをなす場合に限定して認められるのではなく、雇用に合理的に付随する行為をなす場合にも認められると⁽⁷⁶⁾した。さらに事故時、彼は監視業務に従事しており、飛行場にいることが要求されていたと解することもできると述べ⁽⁷⁷⁾てくる。

(65) R(D) 10/52.

(66) *Id.* para. 8.

(67) *Id.* para. 6. ただし、①集合後のチームメンバーの召集に従事している場合、②召集時間前であるが、召集義務のある場合は異なるとする (para. 9)。

(88) R(D) 11/55.

- (69) *Id.* para. 9.
- (70) R (D) 5/81. 二四時間「勤務登録」され、帰宅途上に対しても賃金及び交通費が支給されたが、「遂行性」の判断とは無関係であるとする (para. 6)。
- (71) *Ibid.* なお、これより以前の Reed 事件 高等法院判決 (R. v. National Insurance Commissioner, ex parte Reed (1980) appendix to R (D) 7/80) では、休憩時間中、一般道路上の事故であるにもかかわらず、職務の履行をなしているとして「遂行性」が認められた。事案の内容は、八時間の勤務時間(休憩時間四五分を含む)を自由に設定し、自宅で食事をなす特権を有していた 巡査部長兼管理部長が、自宅から自転車で警察署に戻る途中事故にあり、頭蓋骨など骨折し傷害給付請求をしたものである (社会保障審査会は、請求者は待機中(stand by)という条件付きで、職場を離れる許可を得た被用者と同様であり、その途上はなんら職務を履行していないとして、「遂行性」を否定した(R (D) 7/80 para. 8))。Reed 事件において、①休憩場所が限定されていたこと、②休憩時間中、手待ち状態(on call)にあるが、管理部長及び巡査部長としての職務を履行していたこと等、特別な事情が存した(R (D) 5/81 para. 11)。すなわち、昼食時間中に職務上の呼び出しに対応するのではなく、食事時間中も職務中(on duty)とされたのである。休憩時間中、義務の履行の有無が重要であると考えられたのである(Para. 13)。
- (72) R (D) 49/51.
- (73) *Id.* para. 2. 本判決では、Davidson & Co. v. McRobb (1918) 10 B.W.C.C. 673 at 691 における Dunedin 卿の見解を引用して *supra*。
- (74) R (D) 49/51 para. 2.
- (75) R (D) 13/66.
- (76) *Id.* para. 9. 本件は、R v. Industrial Injuries Commissioner, ex parte Amalgamated Engineering Union (No. 2), note 10 above を引用して、合理的付随行為にあたるとしている。バレーボールを行なう特別の命令、もしくは契約上の義務(健康維持義務はあるが参加義務はない)はないけれども、雇用上と認められた事例で、従来の判例法上の原則「バレーボールを行なっている消防士は、それをするよう義務づけられている場合でなければ、雇用の範囲にはない(Para. 6)」に対し、長時間の待機を

含む請求者の仕事の性質上、「遂行性」があり、雇用上と認められた事例である。

(77) *Id.* para. 10.

3 就業場所

(一) 一般原則

「遂行性」は通常、就業場所に入った時に開始し、もしくはそこを離れた時に終了すると解されるが、就業場所とは、必ずしも仕事を行なう特定の建物もしくは施設の一部分を意味せず、一般的にいわれる雇用の「準備」もしくは「解放する」場所(及び時間)が認められるとされる。⁽⁷⁸⁾ その場合、「遂行性」が認められる範囲はどのようにして判断されるのであろうか。一般道路との区別が主として問題となる。⁽⁷⁹⁾

例えば、仕事を終え、アパートの最上階にある訪問先から、一般道路へ出る共同の階段を下りる際、負傷したホームヘルパーの事例がある。⁽⁸⁰⁾ 「厳密な意味の就業場所を離れ、一般道路に到達するまでの間を被用者が通行する場合、解放の時間もしくは場所を決定するのは容易ではない。そのような場合、一般的に出口への通路もしくはその手段が一般人に使用されている程度によることになる⁽⁸¹⁾」とし、「共同の階段は、原則として一般人ではなく、各階の住民もしくは仕事に関連して使用されていた。このような事情から、請求者は一般道路にでて、結果として一般人となるまで、雇用から解放されていなかったと考えられる⁽⁸²⁾」として「遂行性」を認めた。このように、「遂行性」は、狭い意味の就業場所及びそこへの通路(一般道路は除外)に対して、認められるといえる。その根拠として、一般的危険とは

異なる雇用に付随する危険であることに求められるといえよう。⁽⁸³⁾

(78) 例えば R(D) 3/72。

(79) *Id.* para. 7. 一般的に、所有地の閉じられた範囲内の特定の場所もしくは建物で仕事をする者は、出入口に達するまで「遂行性」があるとされる。出入口が就業場所と一般道路との境界を示す場合、問題は生じない。なぜなら、いったん一般道路に足を踏み入れれば、彼の「解放」は完全なものとなり、通常の一般的危険にさらされる一般人と単にみなされるすぎないからであるとする(*Ibid.*)。

(80) *Ibid.*

(81) *Ibid.*

(82) *Ibid.*

(83) *Ibid.* 他の観点からみれば、共同階段上での事故の危険は、一般人の危険ではなく、請求者の雇用に伴随する危険であるといえる、とする。その他の事例として、Northumbrian 事件貴族院判決 (Northumbrian Shipping Co. Ltd. v. MacCullum [1932] All E.R. 138) がある。本件は、自国の港に停泊中、自宅から契約上課された夜警を行なうために船に戻った水夫が、三日後、船までの通路であるドックで死亡していることが発見された(正確な死亡原因は不明であるが、当日暴風雨であり、転倒し、頭をぶつけドックに転落したものと推定された)ものである。Macmillan 卿は、「船に戻る途上、通行人に共通の危険を伴う一般道路を離れ、港で仕事を有する者に対してのみ特別の危険を伴う私有ドックに入った水夫は、当該法律の保護を受ける。なぜなら、この通路を使用中、事故を被った場合、雇用がなければ遭遇しなかったであろう雇用に伴随する危険ゆえに事故を被ったからである」と述べた(*id.* at 146)。事実上の就業場所である船に到達していないにもかかわらず、私的ドックであるゆえ、そこに入った地点で「遂行性」を認められたといえよう。

(二) 裁 決 例

「遂行性」の認められる範囲に関して、就業場所という場合、就業場所及びそこへの通路が含まれるが、就業場所

までの通路については、一般道路か私道であるかの区別はもとより、一般人の使用程度によると解される。他方、使用者の所有地である場合、「遂行性」は認められるのであろうか。以下に裁決例を紹介する。

(1) 就業場所までの通路

① 雇用上・坑夫が一般道路から炭坑口までの坑道を自転車通勤中、負傷した事例⁽⁸⁴⁾。坑道の一般通行は、特に規制されず、許可を必要としなかったが、一般人が使用していなかった事実に基づき、請求者は、唯一雇用の理由により事故現場におり、それは、雇用に付随することである。雇用の範囲に到達しているとした⁽⁸⁵⁾。

一般人の使用が特に規制されていない本件のような場合において、許可の有無を問わず、事実上の使用の有無により判断しているといえる。

② 雇用外・地区の公園作業員が職場へ行くため、自身の清掃作業の担当である袋小路(一般道路上)を歩行中、転倒し手首を負傷した事例⁽⁸⁶⁾。請求者は事故時、職場に行く他の者と同じ立場にあり、しかも一般道路上にあったとして「遂行性」を否定した⁽⁸⁷⁾。

③ 雇用外・羊毛工場の作業員(a mill worker)は、職場への途上、他の工場施設等の通路であり、一般人により使用されていた袋小路を歩行中、転倒し頭を打撲した事例⁽⁸⁸⁾。当該袋小路は、唯一雇用の履行目的にのみ使用が許可された場所ではない。袋小路で転倒する危険は、自由に袋小路を使用するすべての者に分担された危険である。袋小路を通行する際、請求者は、職場へ行く一般人としての性格を失っていなかったため、雇用の過程は開始していたとはいえないとした⁽⁸⁹⁾。

④ 雇用上…オートバイで通勤中の公務員が、政府官庁内の主玄関（八時開門、就業時間以外閉門）から建物まで通路をゆつくり車庫にむかって走行中、他の公務員と衝突し負傷した事例⁽⁹⁰⁾。当該道路の一般的使用は、仕事で官庁に訪れる者に限定されており、通常の私道とは異なり、通行のための許可を必要としないとして、請求者が主玄関を通りすぎた時、雇用の遂行過程に入ったと合理的に考えることができる。その後、遭遇する危険は、雇用危険といえるとした⁽⁹¹⁾。

⑤ 雇用上：Brimag 製造工場労働者が、使用者所有の道路に沿って職場まで自転車で行く途上、工場門の付近で、道路上の Brimag の堆積が原因で車輪がスリップし、転倒し負傷した事例⁽⁹²⁾。当該道路は、一般人の歩行を許可していた。一般通行の判断に対しては、通行権の有無ではなく事実上の通行の有無に基づくとし⁽⁹³⁾、一般人が当該道路を使用した証拠はなく、事故が発生した地点で、請求者は一般人がさらされる危険とは異なる雇用の危険にさらされていたとし、「遂行性」を認め⁽⁹⁴⁾た。

(84) R (I) 43/51.

(85) *Id.* para. 8.

(86) R (I) 72/51.

(87) *Id.* para. 3. なお、一般道路では、実際に職務を遂行していないかぎり、雇用の範囲とは認められないといえよう（本稿第一節四 4（七）移動行為を参照）。

(88) R (I) 23/55.

(89) *Id.* para. 5.

- (90) R (1) 41/57.
- (91) *Id.* para. 4
- (92) R (1) 1/68.
- (93) *Id.* para. 5.
- (94) *Id.* para. 7.

(2) 使用者の所有地

使用者の所有地であるか否かは、雇用の範囲もしくは「遂行性」の判断において、決定的ではないが重要な要素であると解される。

使用者の所有地内にある歩道上の事故であったが、フェンスにより就業場所と歩道が区別されるため、歩道は雇用の範囲とされなかったものがある。

⑥ 雇用外・軍備製造会社に雇用された労働者が、丘陵の一部のフェンスで囲われた射撃場から、帰宅途上、同一丘陵内の鉄鉾山につけられ、使用が許可された歩道があるが、フェンスを出て半マイル先の歩道上の階段で、転倒し死亡した事例⁽⁹⁵⁾。(i) 帰宅途上であり、雇用契約上の義務の履行をしていないこと、(ii) 当該階段は雇用の場所に該当しないこと、(iii) 階段の使用は、雇用に通常付随するものではなく、階段は便利であることから設置されたものであり、使用義務がないことから「遂行性」を否定した⁽⁹⁶⁾。すなわち、雇用の範囲は、フェンス内の射撃場であり、階段に到達するまでに、雇用の範囲を越えていたとした⁽⁹⁷⁾。

⑦ 雇用上…農場労働者は作業場所から昼食のため、農場内の自宅(小作人用借家)に戻る際、同僚の運転するトラックターの連結棒に乗っていたが、一般道路で転倒し死亡した事例⁽⁹⁸⁾。事故当日、故人の職場は農場の一部であり、昼食のために職場を離れた際、故人は自身を仕事から解放していた。仕事から解放するために合理的な距離の範囲が認められるが、一般道路に達した際、解放は完全であった。昼食のために小屋への移動途上、農場の領域に再び入ったにかかわらず、雇用の範囲に再び入ったとはいえないとした⁽⁹⁹⁾。

次に、鉄道員の事例を紹介すると、

⑧ 雇用外…鉄道員が、自宅から一五マイル離れた駅(King's Cross Station)で職務報告をなすため、職員用の列車の乗車駅まで行く際、使用者の所有地である道(a path)で転倒し足首を負傷した事例⁽¹⁰⁰⁾。当該道は、使用者の所有地であるが、列車を利用する一般人にも使用されていること⁽¹⁰¹⁾、請求者の職場はKing's Cross Stationであることから、仕事の範囲内(within the scope or ambit of his work)ではな⁽¹⁰²⁾として、「遂行性」を否定した⁽¹⁰³⁾。

⑨ 雇用外…英国鉄道転轍手が、駅(Shirebrook North Station)から線路沿いの道を通って、一マイル先の職場である側線(the Warsop Junction)まで行く途上、石炭につまづき転倒し負傷した事例⁽¹⁰⁴⁾。側線までのルートは、(i)使用者の施設の一部であり、職場への唯一の接近手段であること、(ii)使用者が許可していたこと、(iii)一般人の使用は禁止されていたことから、雇用の範囲内であるとして、「遂行性」を認め⁽¹⁰⁵⁾た。なお、雇用の範囲は、職場と事故発生現場との距離に基づくものではないとした⁽¹⁰⁷⁾。

また、水夫の事例をあげると

⑩ 雇用上…水夫が上陸許可を得て船に戻る際、一般使用される棧橋及び波止場からの乗船手段であるボート上で転倒し負傷した事例⁽⁹⁸⁾。請求者の船は潮路に停泊しており、ボートはそれへの接近手段として提供されたものであるから、雇用の範囲に戻ったと合理的にいえるとした⁽⁹⁹⁾。

船への接近手段たる梯子での事故につき、右例の判断を適用すれば、雇用の範囲といえるであろうが、私用でドックへ行くことは、雇用に付随することではないとして、被用者の行為の点から「遂行性」を否定したものがあ

⑪ 雇用外…波止場で積み荷をする海峡フェリーの商船員が、休憩時間中、許可なくレモネードを購入するためドックに行き、船に戻る際、承認されていない乗船手段である梯子を登り転落し負傷した事例⁽¹⁰⁰⁾。「遂行性」は、使用者の許可の有無により判断されるものではなく、雇用に無関係な自身のために、レモネード購入目的で上陸した場合、雇用に付随する行為とはいえず、「遂行性」はないとした⁽¹⁰¹⁾。

(95) R (1) 7/52.

(96) *Id.* paras. 9-10.

(97) *Id.* para. 11.

(98) R (1) 42/56. 本件は、一九四六年国民保険（産業傷害）法第九条がなければ、一般道路上の事故であるため、「遂行性」は認められないといえるが、トラクターが、法第九条の意味する「使用者により、もしくはそのために運転された車」であるとして、雇用上とされた事例である（*paras.* 13-16）。

(99) *Id.* para. 10. 同法第九条の適用の有無は別として、故人は、事故発生以前の移動時点で雇用の範囲を離れていたとする（*para.* 12）。

(100) R (1) 67/52.

- (101) *Id.* paras. 6-7. 単に使用者の所有物で事故を被ったこと、それ自体で産業事故にならないとする (para. 7)。
- (102) *Id.* para. 12.
- (103) *Id.* para. 14. その他の理由として、①当該道は、契約上使用義務がないこと(すなわち、R (D) 9/51 (本稿第一節四4(七)移動行為事例⑧参照)で述べられた原則を引用して、「労働者が特定の乗り物で職場まで移動する場合、必ずしも『遂行性』が認められない。雇用の過程は通常、被用者が職場に到達した際に開始する。したがって、特定の手段・ルート、特定時に移動する際、明示的もしくは黙示的な契約上の義務を遂行していなければならない」とする (para. 9)」、さらに、②乗車前の事故であるから、乗客として移動中の事故である一九四六年国民保険(産業傷害)法第九条の適用がないとした。
- (104) R (D) 5/67.
- (105) *Id.* para. 15. 「」の種の事例において、労働者が、仕事終了後、職場及び労働者として唯一利用できる私的な通路 (means of access) を移動中、雇用は継続する。しかし、使用者の特命がない限り、一般道路のように一般人が通行しうる場所に達した場合、雇用は終了する。その瞬間から、労働者としての同一性を失い、一般人になる。職場への途上の労働者の場合も同様である。」 (Weaver v. Tredegar Iron Co. Ltd. (1940) 33 B.W.C.C. 227 at 255 における Romer 卿の見解を引用している (R (D) 5/67 para. 15))。
- (106) *Id.* para. 17.
- (107) *Id.* paras. 8-12. 社会保障審査会は、距離に基づき判断した過去の貴族院もしくは控訴院の判決はないと指摘する。
- (108) R (D) 3/53.
- (109) *Id.* para. 4. 過去の裁決によれば、「水夫が上陸許可を得た場合 (goes on shore leave)、船を離れた時点から、船への接近手段として提供されたものに戻るまで、雇用が中断するということは、判例法上確立されている。」とする (para. 3)。
- (110) R (D) 10/81.
- (111) *Id.* para. 6. 水夫が雇用契約に基づき、船もしくはドック内にいるすべての時間中、「遂行性」があると主張する請求者の主張に対し、Charles R. Davidson & Co. v. M. Robb [1918] A. C. 304 を引用して、「遂行性」は、仕事従事中を意味するのではなく、イギリスにおける業務上災害の概念(一)

く、労働者の本務及びそれに付随することの遂行過程を意味する。許可のない私的行為は雇用の中断であるとする(Para. 7)。

4 被用者の行為

(一) 概 説

「雇用遂行性(in the course of the employment)」という場合における「雇用(employment)」は、雇用契約上の本来の業務(what he is employed to do, the work which he is employed to do)及びそれに付随することを意味すると解されたが⁽¹¹²⁾、したがって、「遂行性」があるとは、担当業務及びそれに付随することをなす場合をいうとされる。そして、担当業務に付随する、すなわち、雇用に付随する(incidental to the employment, what is incidental to the work)とは、判例法上の概念であり、①雇用に必要かつ関連し、②使用者の利益になる行為であることを意味するといえる。具体的には、就業時間前後の合理的行為、就業時間中の小休止(喫煙・おしゃべり等)の私的行為、休憩時間中の就業場所内での昼食等⁽¹¹³⁾であり、被用者の行為が実質的に(any material extent)雇用の中断しない場合、「遂行性」が認められる⁽¹¹⁴⁾。さらに、使用者の指示もしくは命令ある行為(履行義務が存在)をなす場合についても、「遂行性」はあるとされる。それ以外の行為(例えば、レクリエーション活動等)については、「遂行性」は、参加義務等、履行義務の有無に基づき判断されることが多く、雇用付随行為とは考えられていない。なお、自宅と職場までの移動行為につき、履行義務がなくとも「遂行性」が認められるとした判決がある。履行義務の有無は「遂行性」の判断の一要素にすぎず、個々の事例ごとにあらゆる要素を考慮すべきであり、義務の履行⁽¹¹⁵⁾「遂行性」ありといった一定の「遂行性」判断基準はない

と指摘する。⁽¹¹⁵⁾しかし、本件は特殊な事例と考えられ、やはり履行義務の有無が「遂行性」判断の重要な要素になっているといえよう。

以下、①使用者の指示もしくは命令ある行為、②レクレーション活動、③組合活動、④専門技術コース参加、⑤規則もしくは命令違反又は指示なし行為、⑥移動行為、⑦緊急行為に該当する事例を紹介する。なお、⑤⑥⑦の行為については、制定法上の「遂行性」及び「起因性」の推定規定がある。

(112) Charles R. Davidson & Co. v. M. Robb, note 111 above, at 314.

(113) Michael 事件判決 (note 46 above) では、就業場所での仕事の中断中の行為をいうとする。

(114) 本稿第一節四二(二)就業時間中の私的行為を参照。

(115) Nancollas v. Insurance Officer [1985] 1 All E. R. 833; Ball v. Insurance Officer [1985] 1 All E. R. 833.

(二) 使用者の指示もしくは命令ある行為

① 雇用上…長時間にわたるツアー(午前五時半から午後一二時二〇分)であるため、その途中(午前八時半)で、バスの折り返し地点の監視小屋でお茶を入れる義務を有していたバスの車掌が、その際、転倒し負傷した事例。⁽¹¹⁶⁾ お茶を入れることは、車掌の職務の一部であるとして、傷害給付請求を認めた。⁽¹¹⁷⁾

② 雇用上…バス車掌が、出発前に乗客名簿及び切符を取るため、発着所内の休憩室から事務所まで赴く際、階段で滑り背中を負傷した事例。⁽¹¹⁸⁾ 事務所に向くため階段を使用していた際、雇用の範囲に再び入った (re-entered the sphere of her employment) といえるとした。⁽¹¹⁹⁾

ところで、使用者の指示もしくは命令という場合の使用については、厳格に解されているといえる。例えば、

③ 雇用外・染色機械工場の職長により、就業時間中、職長の自宅の煙突掃除の依頼を受けた労働者が、煙突に付着したブラシを除去しようとして負傷した事例⁽¹²⁰⁾。使用者は、この慣行を反対しなかったが、明示的に公認していなかった。「事故発生時、請求者の従事していた仕事は、契約の範囲内のもではなく、使用者との間に、契約上の仕事であるとの明示もしくは黙示の合意がなかった」として、傷害給付請求を退けた⁽¹²¹⁾。

④ 雇用外・直近の上司から依頼され、郵便局技術部門の職員が、事務所にクリスマス飾りを取りつける際、机の上に椅子をのせ作業中、椅子から転倒、脚を骨折した事例⁽¹²²⁾。当該上司はそのような要求の権限を有しておらず、他方、使用者は事務所の飾り付けを反対しなかったが、指示していなかった。被使用者の行為に「遂行性」が認められる場合として、(i)使用者による、もしくはその(事実上もしくは名目上の)権限でもって出された命令であること、(ii)契約に基づく仕事であるとの黙示もしくは明示の合意があること、(iii)単なる善意もしくは友情からなした行為ではないことが必要であるが、本件はこれらの条件が満たされていないとした⁽¹²³⁾。

直属の上司からの依頼は断りにくい、雇用上と認められるには、使用者による積極的な指示もしくは契約上の義務が必要とされた事例であった。

これに対して、同様の事例につき、雇用に伴う行為であるとして傷害給付請求が認められたものがある。

⑤ 雇用外・保険社会保険省地方事務所の事務官が、就業時間中就業場所でクリスマス飾りを付ける際、椅子から滑り負傷した事例⁽¹²⁴⁾。使用者の指示はなかったが、取り付け行為は一般的慣行であり、使用者から黙示的に認められて

いた。一般的に、飾り付けは、事務職員の仕事の範囲内ではないが、事務所の一般的慣行であり、事務所で、使用者の黙示の合意に基づき、飾り付けをすることは、雇用に合理的に付随する行為であるとし、傷害給付請求を認めた。⁽¹²⁵⁾

(116) R(D) 21/53.

(117) *Id.* para. 3.

(118) R(D) 20/58. 職務は、三つの時間帯に分かれ、午前七時一分から九時九分まで、午後〇時六分から二時三二分まで、午後四時八分から八時八分までであった。第一時間帯職務を終了後、自宅に戻ることも可能であったが、発着所の休憩室で休憩をしていた。バス発車一〇分前に職務報告義務があり、請求者は、休憩室にいたためこの必要性はなかったが、仕事開始準備の合理的時間と見るとした(Para. 5)。

(119) *Id.* para. 7. 本件では、事故発生時、仕事開始数分前はその準備のための合理的時間であること、休憩室及び事務所までの階段は使用者の施設であること、仕事開始目的及び乗客名簿・切符徴収目的で階段を使用していたこと等から、雇用の範囲に再び入った、すなわち、「遂行性」があると判断された。

(120) R (I) 8/61.

(121) *Id.* para. 7.

(122) R (I) 36/55.

(123) *Id.* para. 8. 直近の上司のこの種の要請を断りにくい⁽¹²⁶⁾が、他方、出世、人望もしくは良心から、明らかに雇用契約の範囲外の仕事を進んで行なう場合については、「遂行性」の判断の際には、使用者の指示があり、契約内容であるか否かが重要となる。

(124) R (I) 1/77.

(125) *Id.* para. 8. なお、社会保障審査会は、R (I) 36/55 (note 122 above) にこゝに「就業時間中、就業場所での行為であるのに」雇用が付随する行為であるかどうかの検討をしていないのではないかと指摘している (*Ibid.*)。

(三)レクリエーション活動

(1) レクリエーション活動については、リーディングケースとして、一九七七年 Michael 事件控訴院判決⁽¹²⁶⁾がある。本件は、警察隊のフットボール選手に選抜された警察官(上訴人)が、休日に行なわれた試合中負傷し、雇用に合理的に付随する行為の結果被った傷害であるとして、傷害給付請求をしたものである。(i)スポーツのできる警察官は、警察隊の戦力としてその能力の発揮を上司から期待されたが、強制されてはいなかったこと、(ii)選抜選手名は警察隊が発行する警察規則に記載されていたこと、(iii)選手は、月に八時間、就業時間中に警察隊のためにフットボールをすることが認められており、それに対し賃金が支給されたこと、(iv)選手は、休日手当なしにプレーをすることを期待されており、選手に選抜された警察官は自らの昇進につながるが、選抜されたのにプレーしない場合には、昇進の妨げになる可能性が存在したこと。以上の事実に基づき、控訴院は、フットボール活動は上司から期待されていたが、しかしそれは警察官としての仕事の一部ではなく、また当該仕事に付随するものでもないとして、社会保障審査会の判断を支持した。

本件において、問題となったことは、(i)警察隊として試合に参加中負傷した場合、「遂行性」が認められるか、(ii)レクリエーション活動は、雇用に合理的に付随する(Reasonably incidental to the employment)ことであるか、(iii)「遂行性」の有無と就業時間としての取扱い(手当支給)との関係等である。

第一に、Lawton 判事によれば、当該活動は警察官としての職務ではなく、「遂行性」はないが、警察訓練として行なわれる活動であれば、「遂行性」は認められるとする。この区別は困難であるが、裁判所ではなく、社会保障審査

会が判断すべきこととした。⁽¹²⁷⁾

第二に、合理的に付随する (reasonably incidental) とは、Denning 記録長官によれば、過去の貴族院判決を検討して、『就業場所において休憩中、社員食堂もしくはその他の場所で、負傷した労働者の事例である。『合理的に付随する』とはこの文脈において読まれるべきであり、この種の事例に限定されるべきである。法律の一部ではなく、慎重な検討なしに他の事例に拡張すべきではない』と述べる。⁽¹²⁸⁾ また、Roskill 判事は、「当該傷害を事実上の仕事 (work) の遂行過程において被ったのではない場合、少なくとも当該仕事に付随する出来事により被ったものでなければならぬ」とする。⁽¹²⁹⁾ すなわち、「遂行性」判断の際、実際上の職務 (work) 及び職務に付随することの遂行を意味すると解釈されてきたが、⁽¹³⁰⁾ 「合理的に付随する」とは法律の文言でないため、付随行為については慎重な判断を要し、限定的に解釈すべきことが強調された。⁽¹³¹⁾

第三に、雇用契約時間中は、「遂行性」があるとは必ずしもいえない。⁽¹³²⁾ また、本件の場合、休日 (off duty) ではなく就業時間中 (on duty) に試合をすることがあるが、この場合、両者とも「遂行性」があるとはいえないとした。⁽¹³³⁾

以上から、レクリエーション活動については、参加義務ある場合に限定して、職務に付随する行為として「遂行性」が認められるといえよう。以下、裁判例を紹介する。

(126) R. v. National Insurance Commissioner, ex parte Michael, note 46 above. 「フットボール等を行うことは、レクリエーション活動であり、警察官の雇用の遂行過程でなされることではない。したがって、雇用に伴う付随するとはいえない。選ばれた警官がスポーツに参加するが、實際上、試合に参加することは警官の職務になんら関係がない」とした社会保障審査会の判断

イギリスにおける業務上災害の概念(一)

同志社法学 四四巻五号

一九九 (八一七)

に対し、上訴が提起された(*Id.* at 426)。

(127) *Id.* at 431.

(128) *Id.* at 423. 「合理的付随」性についての過去の裁判例として、*Armstrong Whitworth & Co. v. Redford*, note 45 above; *Knight v. Howard Wall*, note 46 above; *R. v. National Industrial Injuries Commissioner*, ex parte *Amalgamated Engineering Union* (No. 2), note 10 above を引用している。

(129) Ex parte *Michael*, at 428.

(130) *Id.* at 427. *Roskill* 判事は、「遂行性」につき一つの貴族院判決を引用している。まず、*Charles R. Davidson & Co. v. M. Robb*, note 111 above における頭注において『遂行性』は現実に仕事に従事中(during the currency of the engagement)であることを意味するのではなく、従事すべき仕事(the work which the workman is employed to do)及びそれに付随すること(what is incident to it)の遂行過程を意味する。しかし、許可のない労働者の私的行為は、雇用を中断すること、第二に、*Armstrong Whitworth & Co. v. Redford*, note 45 above におけるFinley子爵の見解「法律の目的上、事故は、仕事もしくはそれに付随する」ことの過程において、生じたものでなければならぬ」ことである。

(131) Ex parte *Michael*, at 427. *Vandyke v. Fender* [1970] 2 All E. R. 335. において、Denning 卿は、「雇用に付随する(incident to the employment)と云う言ひ回しは、法律の文言に関する裁判官の解釈にすぎない」と述べているとする。また、*Lawton* 判事は、'reasonably incidental to his employment' は *R. v. National Industrial Injuries Commissioner*, ex parte *Amalgamated Engineering Union* (No. 2), note 10 above において、*Salmon* 判事が使用した言葉であるとし、貴族院は、「法律の文言に従う」ことの重要性を指摘してきたとする(ex parte *Michael*, at 430)。

(132) *Id.* at 428. *Dunedin* 卿見解(*Charles R. Davidson & Co. v. M. Robb*, note 111 above, at 321) 『遂行性』は、「雇用時間中(during the period of employment)とは異なる。それは、労働者が使用者に対する労務の一部をなすことを意味する。事実上の仕事ではなくとも、就業時間中の食事等、仕事もしくはそれに関連する自然的な出来事であることが必要である」を引用している。

(2) 裁 決 例

① 雇用上…クラブの監督であるプロフットボール選手は、慈善興業試合にメンバー登録されていなかったが、選手が欠席したため出場しプレー中、ひざを負傷した事例⁽¹³⁴⁾。請求者は、志願の資格でプレーをしたが、単なる娯楽とは考えられない。当該試合は、請求者の職務に通常付随することであり、職務の一部と考えられるとした。⁽¹³⁵⁾

② 雇用上…自治都市教育長に承認されたスキー遠征(課外活動)を担当したグラマースクールの女教師が、生徒を監視中、一生徒が危険な場所に接近しているので救助に行ったところ、轍に足をとられ足関節及び膝を負傷した事例⁽¹³⁶⁾。当該遠征(課外活動)は、生徒の身体及び精神の健全育成に直接的に貢献するものであり、また請求者の雇用契約上の義務たる活動、すなわち「学校の仕事」の一部であるとした。⁽¹³⁷⁾

③ 雇用上…精神病院の看護師が勤務時間中、病院管理委員会の管轄で病院のクリケット場で試合をしている際、上腕骨を骨折した事例⁽¹³⁸⁾。(i)請求者には参加義務はなかったが、クリケットに参加中は正規の勤務時間とされたこと、(ii)クリケット試合は、病院管理委員会により、患者の享楽の目的で企画されたものであったこと、(iii)患者も選手としてまたは審判員、スコア係として参加していた。以上の事実から、試合の主たる目的は、患者を楽しませ回復を促進することにあり、試合は看護師の雇用の一部であるとした。⁽¹³⁹⁾

④ 雇用上…国民水泳選手権参加を选拔強制された警官候補生が、大会終了後、警官の監督に基づき警察の車で訓

練校に戻る際、モータバイクと衝突し負傷した事例⁽¹⁴⁰⁾。(i)参加義務があること、(ii)付き添いの警官の監督下にあったこと、(iii)推奨された野外活動の参加は、候補生のコース課程の一部として適切であること等から、Michael事件とは区別され、選手権参加に「遂行性」が認められるとした⁽¹⁴²⁾。その上で、帰途上であるが、警官の監督に基づき警察の車で訓練校に戻ることが要請されたことから、自由行動もしくは他の手段が許されないとして「遂行性」を認め⁽¹⁴³⁾た。

⑤ 雇用外・スチュワードスが「経由地(ダッカ)」で待機時間中、テニスをし足首を骨折した事例⁽¹⁴⁴⁾。飛行機乗務員は雇用契約上健康維持義務を課されており、テニスをすることも使用者により許可されていたが、Michael事件同様、テニスをする義務がなかったとして「遂行性」はないとされた⁽¹⁴⁶⁾。なお、長時間の待機中、契約上課された健康維持義務のためにバレーボールをし負傷した消防士の事例では、契約上行なう義務のない場合であるが、使用者がスポーツ参加を奨励し、健康維持を高度に要求する仕事という特別な事情が存在したことによる⁽¹⁴⁸⁾といえる。

しかし、Michael事件判決以後、そのような特別な事情を証明することは困難であり、参加義務の有無が「遂行性」の判断を決定すると指摘される⁽¹⁴⁹⁾。

(134) R (I) 80/52.

(135) *Id.* para. 6. 正規の就業時間終了後、学校で行なわれたクリスマスパーティーのゲーム中、負傷した教師の事例(R (I) 62/52)を引用する。明示的な参加義務はなかったが、クラス活動、特にパーティーに参加することが期待されていた。この場合も、パーティー参加は、教師の職務に通常付随する⁽¹⁵⁰⁾と(normal incident of her duty)であるとされた(para. 7)。

(136) R (I) 39/56.

(137) *Id.* para. 18.

- (138) R (D) 3/57.
- (139) *Id.* para. 8. なお、明示的な雇用条件に該当しない活動において負傷した場合、職務の履行に付随することであるかどうか
が問題となるとして、精神病院でフットボール中負傷した看護師の事例(R(D) 33/56)を引用している。「就業時間中、自発的
に行なったゲームの際、負傷した病院の看護師の事例は、……ゲームの主たる目的が看護師の気晴らしである場合、当該
ゲームは、患者が偶然楽しむことがあるにもかかわらず、雇用の一部を形成するとはみなされない。しかし、主たる目的が
直接患者に利益をもたらす場合、当該ゲームは雇用の一部とみなされる」とする(para. 4)。
- (140) R (D) 3/81.
- (141) R. v. National Insurance Commissioner, ex parte Michael, note 46 above.
- (142) R (D) 3/81 para. 9.
- (143) *Id.* para. 10.
- (144) R (D) 4/81.
- (145) R. v. National Insurance Commissioner, ex parte Michael, note 46 above.
- (146) *Id.* para. 11.
- (147) R (D) 13/66. なお、当裁判については、本稿第一節四(四)待機時間を参照。
- (148) *Id.* para. 13. R (D) 13/66と比較して、①使用者の「施設」とみなしうる場所ではなく、テニスクラブで行なわれたこと、
②テニス是一日の仕事の一部ではないこと、③事故は(使用者の勤務時間判断とは無関係に)休憩中生じたこと、③雇用契約
上、健康維持義務が課されたが、消防士の場合に比較してより重大な義務とはいえないとした。
- (149) R. Lewis, *op. cit.*, p. 66.

(四) 組合活動

組合活動に関する「遂行性」判断については、行なわれる時間、場所、内容等によると解される。

① 雇用上…研磨師である請求者が、技術工場の組合の職場委員でもあり、就業時間中、地上約七フィートのクレーン操縦室にいる同僚に組合カードを手渡すために、台枠の積み重ねの上で転倒し負傷した事例⁽¹⁵⁰⁾。請求者の活動が、(i)使用者により奨励され、就業時間中に行なわれたものであること、(ii)特定の職場の労働者のみに関するものであること、(iii)特に被用者間の組合員資格の維持において、使用者及び被用者の共通の利益であること等の事情を考慮して、当該活動は、請求者の雇用に合理的に付随する行為であるとした。⁽¹⁵¹⁾ 本裁決において、(i)の事情に加えて、(ii)及び(iii)の事情により、雇用上と判断されたことに注目すべきである。

② 雇用外…教育機関に雇用された学校清掃者である請求者が、有給休暇(paid leave of absence)で、労働組合により企画された職場委員のための指導コース(一〇週間、各週一日出席)に出席し、施設に入る際、階段で転倒し負傷した事例。⁽¹⁵²⁾ (i)当該コースは組合が計画したものであり、使用者の積極的な関与はないこと、(ii)コース参加中の賃金支給は、制定法に基づくものであり、有給休暇の事例に相当すること、(iii)コース参加は、雇用上の仕事(work)に関連するものではなく、雇用付随行為にあたらな⁽¹⁵³⁾いとして、「遂行性」を否定している。⁽¹⁵⁴⁾

(150) R(D) 9/57.

(151) *Id.* para. 8. 労働者が許可をえて、あるいは奨励されて就業時間中に行なうというだけでは、当活動は雇用の範囲にはない。そのような活動は雇用に関連するが、雇用に付随するものとはいえない、とする(*Ibid.*)。他の事例として、R(D) 63/51 — 使用者の許可を得て事業場内で開かれた組合会議に参加中の事故 — ①施設内、②使用者の許可あり、③労働条件に関する事項 — 雇用上(para. 6)、これに対して、R(D) 36/54 — 組合会議参加中の事故 — ①使用者の同意あり、参加中の賃金不支給、②施設外、③他の職場の者も参加、④使用者に利益(関係)の少ない話題 — 雇用外(para. 7)を引用している。

(152) R(D) 10/80.

(153) *Id.* para. 6. 時間外組合活動(time off for carrying out trade union duties)に対する使用者の許可及び賃金支給義務規定として、*v.* Employment Protection Act 1975 s. 57. をあげている。

(154) *Id.* para. 12. なお、本件は、技術習得目的で雇用された見習い工の事例とは異なり(para. 14)、葬儀参列及び競技会参加等の有給休暇の事例に類似するとする(paras. 7, 13)。また、付随行為につき、Roskill判事の見解(R. v. National Insurance Commissioner, ex parte Michael, note 46 above, at 427)を引用し、付随行為とは、使用者の施設内で、昼食など必要な目的で仕事を中断した場合(interruption case)を意味するものであり、事実上の仕事を行っていない場合には、仕事に付随する出来事(event)でなければならぬとする(para. 11)。

(五) 専門技術コース参加

① 雇用上…生活共同組合に補助員(一六歳)として雇用されていた請求者が、全日制学校(a day continuation school)の身体訓練中、跳び箱を跳ぶ際、転倒し手を負傷した事例⁽¹⁵⁵⁾。学校に出席すべき契約上の義務があり、身体訓練もその一部と考えられる。訓練時間中生じた事故及び雇用条件として義務づけられた活動の結果生じた事故は、雇用上と認められるとした。⁽¹⁵⁶⁾

② 雇用上…鋼鉄製造工場で訓練を受けていた請求者(一六歳)が、訓練を補充するために、参加した技術学校の体育館で行なわれた試合中、左膝を負傷した事例⁽¹⁵⁷⁾。使用者は、労働組合の協力を得て、週一回、教育及び身体訓練を行なう技術学校に参加を促し、参加期間中、賃金及び一時金を支給した。当該制度に参加するよう選抜された場合、学校への参加は雇用の一部となり、契約上の参加義務があるとして、「遂行性」⁽¹⁵⁸⁾を認めた。

③ 雇用上：National Coal Boardの被用者が、労働組合の協力を得て、専門技術学校の教育コース(週一回有給)に参加するよう選抜され、身体訓練中、跳び箱を跳んだ際、転倒し負傷した事例⁽¹⁵⁹⁾。コース参加を選抜された時点で、契約上、参加義務が生じるとして、「遂行性」を認め⁽¹⁶⁰⁾た。

④ 雇用上：自動車機械見習工は、技術専門学校の自動車機械の day-release class に、使用者の許可を得て参加中、背中の筋を違えた事例⁽¹⁶¹⁾。職業指導を本質とする見習い雇用であることから、参加が任意であっても、雇用に付随する行為もしくは雇用の一部であると考えられるとした⁽¹⁶²⁾。

⑤ 雇用外：専門学校の residential course に出席するよう命じられた消防士が、授業終了後に自主的に行なうフットボールの試合中、右アキレス腱を切った事例⁽¹⁶³⁾。一日の授業(就業)時間は、午前八時半から午後五時半(食事及び喫茶休憩を含む)であり、学校で宿泊することとされた。(i)一日の仕事が終了していたこと、(ii)自身の享楽のためであったことから、「遂行性」を否定した⁽¹⁶⁴⁾。

⑥ 雇用外：五日間警察学校の訓練コースに出席していた警官が、最終日の講義終了後、勤務登録時間中にもかかわらず、警察署に報告をせずに帰宅してよいといわれ、オートバイで帰宅途中、交通事故に遭い負傷した事例⁽¹⁶⁵⁾。請求者は帰宅途中であり、通勤途上の移動は、雇用上の事故にあたらぬとする基本的な原則の例外を認める特別の事情が存在しないと⁽¹⁶⁶⁾した。

(155) R (1) 4/51.

(156) *Id.* para. 9.

- (157) R (1) 31/53.
- (158) *Id.* para. 7. 技術学校の参加が、契約上の義務であるか、使用者により推奨されていたが、全く自発的なものであるかにより区別されるとする (para. 4)。
- (159) R (1) 66/53.
- (160) *Id.* para. 7.
- (161) R (1) 2/68.
- (162) *Id.* para. 9. なお、雇用付随行為につき、*Culverwell* 事件控訴院判決 (R. v. Industrial Injuries Commissioner, ex parte Amalgamated Engineering Union (No. 2), note 10 above) を引用し、雇用に付随する行為の概念が一般的に拡大される傾向にあるとして、*裁決例*として、R (1) 13/66 (本稿第一節四(四)待機時間の事例⑤) 及び R (1) 2/63 (本稿第一節五(二)私的行為の事例③) をあげている (para. 10)。なお、本稿第一節四(二)就事時間中の私的行為の事例③及び注(31)参照。
- (163) R (1) 2/80.
- (164) *Id.* para. 4.
- (165) R (1) 1/83.
- (166) *Id.* para. 9. *Vandyke v. Fender* [1970] 2 Q. B. 292 を引用し、職務の行使が要求される緊急事態など発生した場合には、「遂行性」は認められるが、①使用者が五時まで勤務中とみなしていること、②帰宅途上、職務の呼出しの可能性があることは、雇用上の判断に決定的に影響を及ぼすものではないとした。

(六) 規則もしくは命令違反又は指示なし行為

(1) 判例法上の解釈

制定法上もしくは使用者により、禁止されたことを行う場合、そもそも雇用の範囲とはいえず、その際の事故につ

き、補償はなされなかつた。⁽¹⁶⁷⁾ 例えば、一九二〇年 Donnelly 事件貴族院判決がある。⁽¹⁶⁸⁾ 被上訴人たる炭坑夫が、同僚とともに導火線と発火装置による方法で発破を行なっていたが、二つの発破が相次いでなされ、一つの発破が爆発したところで、発破後一〇分以内に発破場所に戻り、顔面に爆発を受け負傷した。「発破が成功しなかつた場合、導火線と発火装置により発破を行なう場合であれば、少なくとも一時間経過するまで、発破をした者は、掘削孔に接近してはならない」という規則に違反したものである。炭坑規則に違反することは、雇用の範囲外であるとして、坑夫の補償請求を退けた。

このように、職務上の禁止規定に違反することにより、補償請求が認められなかつたが、一九二三年に、雇用の範囲内の禁止規定に違反した場合につき、雇用上として補償をなすとの規定が制定された。⁽¹⁷⁰⁾ しかしながら、雇用の範囲内の禁止規定違反に限定したため、雇用の範囲の確定に困難をもたらすことになる。

(167) *Lowe v. Pearson* [1898] 1 Q. B. 261; *A. G. Moore & Co. v. Donnelly* [1920] 1 A.C. 329. 前者の事例は、陶器製造所に雇用された少年が、禁止されていたにもかかわらず、機械の操作を行い負傷したものである。当該機械操作は雇用の範囲外であるとし、一八九七年労働者補償法に基づく補償請求を退けた。

(168) *Ibid.*

(169) 一九一一年炭坑法第二十一条 (Coal Mines Act 1911 (1&2 Geo. 5 c. 50)) に基づく一九一三年九月一日炭坑爆発命令 (Explosive in Coal Mines Order) 第二段(a)。

(170) *A. I. Ogus & E. M. Barendt, op. cit.*, p. 276.

(2) 制定法上の推定規定

一九九二年社会保障拠出及び給付法第九八条⁽¹⁷¹⁾は、次のように規定している。

「事故時、雇用に適用される制定法もしくはその他の規則、または使用者の命令に違反した場合、あるいは使用者の指示のない場合にかかわらず、以下の要件をみたせば、事故は被用者の雇用に起因し、かつその遂行過程において生じたものとみなす。

- (a) そのような規則もしくは命令に違反せず、またはそのような指示のある場合であっても、事故は生じたであろうこと、及び
- (b) 当該行為が使用者の事業のために、かつそれに関連してなされたものであること。」

本条では、(a)の要件、すなわち、規則違反等を判断する前に、被用者の行為が雇用の範囲であるかが問題となる。⁽¹⁷²⁾これにつき、類似する事実関係でありながら、雇用上外の判断が異なった事例を紹介する。⁽¹⁷³⁾

① 雇用外・船荷積み作業集団の荷揚げ担当(hooper on)港湾労働者が、パレットを片付けるため、作動中のフォークリフトを許可なく運転し、トラック諸共ドックに落ち溺死した事例。⁽¹⁷⁴⁾高等法院において、Parker of Wadlington 卿は、「一連の仕事に対し、少なくともトラック運転と荷揚げ作業は共同作業ではない、すなわちトラック運転は雇用の範囲ではないという監督者の証言に基づく社会保障審査会の判断には法律の誤りはない⁽¹⁷⁵⁾」として、申請を棄却した。当該運転行為は、禁止の有無にかかわらず、本来の職務とは異なるものであり、したがって、一九四六年

法第八条は適用されなかったのである。

② 雇用上・船の積み荷作業を行なう港湾労働者が、作業に必要な二本の鎖を取りにいくため、使用者の運搬機関を利用することなく、港湾管理者所有のトラックを権限もしくは許可なしに運転し、コンテナと衝突し負傷した事例。⁽¹⁷⁶⁾ (i) 仕事に必要な道具を取りにいくことは、雇用の範囲内であること、(ii) トラックの運転は禁止されていること、(iii) 当該行為は使用者の事業の目的及びそれに関連してなされたものであること、さらに、(iv) 当該行為は仕事遂行の目的でなされ、それにより負傷した場合であれば、給付請求を妨げるものではないとの使用者の承認があること等から、一九六五年法第七条が適用された。⁽¹⁷⁷⁾

①の事例においては、権限のない者の運転を監督者が発見した場合、直ちに停止させることになっていたことから、フォークリフト運転は、雇用とは全く異なるものであり、その範囲外とした。これに対して、②の事例では、トラック運転の禁止は、掲示され懲戒処分の対象とされたが、運転が慣習的に行なわれ、誰もそれを停止させなかったという事実から、禁止の程度がそれほど厳格なものではなかったとして雇用上と認められたといえる。⁽¹⁷⁸⁾

これは、雇用の範囲を広く解したものといえるが、その判断は個々の事実に基づくため、結論が異なってもやむをえないといえよう。

その他の事例として、次のようなものがある。

③ 雇外用・陶器製造所に雇用された(一六歳)の少年が、鋳型機械の運転を制止しようとする際、左手中指を負傷した事例。⁽¹⁷⁹⁾ 当該機械の操作は請求者の仕事の一部ではなく、純粋な好奇心によるものであったとして、一九四六年国

民保険(産業傷害)法第八条の適用を否定した。⁽¹⁷⁰⁾

(171) C & BA 1992 s. 98. 本条は、SSA 1975 s. 52 に規定されていたものである。

(172) 本条の適用に関し、Maugham 卿は、Noble 事件貴族院判決(Noble v. Southern Railway [1940] A. C. 583 at 591)に於て、次のように述べている。「第一に、労働者に影響を与える規則もしくは命令を含めてあらゆる事実を鑑み、当該事故は雇用に起因して、かつその遂行過程において生じたものであったか。第二に、第一の質問が否定された場合、それは、事故発生時、労働者が規則もしくは命令に違反した事実によるものであるか。第三に、第二の質問が肯定された場合、労働者が行なった行為は使用者の事業の目的でかつそれに関連してなされたものであるか」。なお、違反行為という場合、禁止の程度の問題である。破られた規則は被用者の雇用に関連したものでなければならぬが、規則は明確であり、禁止は強制的でなければならず、習慣的に無視されている単に名目上のルールではないことが必要であるとされる(R. Lewis, *op. cit.*, pp. 71, 72)。

(173) 本条は、従事もしくは遂行権限のない職務を行なった労働者の場合には適用されない、とした労働者補償法適用の可否が論じられた事例として、Wilson and Clyde Coal Co. Ltd. v. MFerrin; Kerr v. James Dunlop & Co. Ltd. [1926] A.C. 377 (MFerrin 事件及び Kerr 事件は貴族院において一括して判断がなされた)がある。MFerrin 事件は、坑夫(MFerrin 被上訴人)が、自身の発火した発破葉が爆発したと誤信して、制定法上の規定により、すべての者が堀削孔に接近することが禁止されている時間内に、発破場所に戻った際、発破葉が爆発し負傷したものである。一九二三年労働者補償法第七条が適用された。

他方、Kerr 事件は、坑夫(Kerr 上訴人)が、爆発ガス警戒係(a fireman)及び他の坑夫と共に鉱山で、電気装置による発破に従事していたが、発破後、発破場所に戻り、発破を行なう権限を授与された者のみ接続を行なうという制定法上の規則に違反し、被覆電線を次の発破装置に接続したところ、その時、爆発警戒係が、電線に接続したままで発火装置のハンドルを操作していたため、発破葉が爆発し即死したものである。被覆電線を発破装置に接続する際、発破の点火係に限定された職務を行なった坑夫の場合、当該事故につき、一九二三年労働者補償法第七条は適用されないとした。

(174) R (I) 1/66: R v. D'Albuquerque, ex parte Bresnahan [1966] 1 Lloyd's Rep. 69: appendix to R (I) 1/66. 社会保障審査会は、使用権限のない者の運転は直ちに停止させる、という監督者の証言に基づき、請求者のトラック運転は雇用の範囲ではなく、一九四六年国民保険(産業傷害)法第八条は適用されないとして給付請求を退けた。本件は、この決定の破棄を求めて、移送命令(an order of certiorari)を申請したものである。

(175) *Id.* para. 20. なお、Parker of Waddington 卿は、過去の判例 (Wilson and Clyde Coal Co. Ltd. v. M'Ferrin; Kerr v. James Dunlop & Co. Ltd. note 173 above) から、事実認定が異なれば結果は異なつたであろう(港湾労働者グループの仕事として、トラック運転を雇用の範囲とすることも可能であったことを暗示している)が、本件は上訴ではなく、移送命令の申請であるので判断できないと述べている(appendix to R (I) 1/66 para. 21)。

(176) R (I) 1/70.

(177) *Id.* para. 15.

(178) *Id.* para. 14. なお、Lewis は、本件では、請求者の雇用の範囲をより寛大に解釈しているが、禁止はさておき、「遂行性」判断は個々の事実によるところが大きいと指摘している(R. Lewis, *op. cit.*, p. 73)。

(179) R (I) 77/54.

(180) *Id.* para. 6. なお、本条の適用を考える前に、「機械に触れる義務は全くないのに、好奇心から自己の力を機械でためすことを試みた。機械が止まり損害が生じうる、もしくは何ら役に立たない不適切な行為である。当該行為は、雇用から生じたものでも、雇用に付随するものでもない」としている(para. 5)。

(七) 移動行為

(1) 判例法上の解釈

移動行為については、一般道路上の事故に関連して問題となるが、使用者の指示による就業時間中の移動の場合と

就業時間外の自宅から職場までの移動（通勤）の場合とが考えられる。後者の場合は、原則として「遂行性」はないとされるが、例外的に特定の交通手段による移動が義務づけられた場合、及び特定の目的（緊急事態等）により特定のルートでかつ迅速に職場に到着することが明示的もしくは黙示的に要求される場合には、「遂行性」があるとされる。すなわち、使用者から移動が義務づけられた場合には「遂行性」が認められる。さらに例外として、移動を主とした職務（営業員等）の場合であり、就業場所及び時間に裁量性が認められる場合には「遂行性」ありとされる。そこで、便宜上、一定の就業時間及び就業場所を有する場合と有しない場合とを区別して事例を紹介する。

(a) 一定の就業時間及び場所を有する場合

ア、使用者の指示により、就業時間中に職場間を移動する場合

① 雇用上・港湾労働者の予備要員として登録している者が、使用者の事務所で仕事を得られなかったため、港湾労働者命令付則により、求職及び出勤登録のために港湾労働委員会事務所までの移動途上、一般道路で負傷した事例⁽⁸⁾。登録港湾労働者の求職のための事務所間の移動につき、(i)事情は港湾ごとに異なり、ある港湾は二つの事務所が同一の港湾内にあるが、広い港湾では一般道路の利用が避けられないこと、(ii)移動時間帯が協定により統一されたものであること、(iii)法令の規定により、使用者である国家港湾労働委員会により要請された移動であったことから、一般道路上の事故であっても「遂行性」が認められるとした⁽⁹⁾。

② 雇用上・港湾労働者が、通常の仕事場から一〇マイル離れた倉庫で仕事をするように命じられ、仕事終了後、報告のために通常の職場に戻る際（移動手当あり）、送迎トラックの到着が三〇分遅れていたため、バス停まで一般道

路を歩行中交通事故にあった事例⁽¹⁸³⁾。報告のための移動は請求者の義務の一部であり、送迎トラックの到着前に、指示なく倉庫を離れる行為ではあったが、(i)移動手当及び移動時間を短縮したという意味において、使用者の仕事のためのかつそれに関連した行為であること⁽¹⁸⁴⁾、(ii)「職務上(on duty)」の移動であることから、雇用上とした。イ、自宅と職場間の移動(通勤)

一定の就業時間及び場所を有する場合、自宅から就業場所までの移動、すなわちいわゆる「通勤」は原則として「遂行性」がないと判断される。というのは、通勤は一般人の移動と異なることなく、また通常、使用者の支配下にあるとは考えられないからである⁽¹⁸⁶⁾。したがって、移動の途上において労働義務を果たさなければならぬもの(journey on duty)については、使用者の支配下あることを根拠に「遂行性」があるとされる。また、特定の交通手段を義務付けられている場合、又は緊急事態等の特別な目的のために、最短距離及び最小時間で就業場所に到達するよう使用者から、明示的もしくは黙示的を問わず、義務づけられている場合には、「遂行性」が認められる。

まず第一に、移動中、使用者の義務を履行していたことにより、「遂行性」が認められた事例として、次のようなものがある。

③ 雇用上…暖房契約会社に雇用された請求者は、利用すべき交通機関がないため、使用者との契約により自身のオートバイに同僚を乗せて通勤する途上、交通事故に遭い負傷した事例⁽¹⁸⁷⁾。通勤途上の「遂行性」判断につき、(i)オートバイで出勤するという使用者との協定があること、(ii)手当が支給されていること、(iii)他の交通手段がないこと等からは、必ずしも「遂行性」があるとはいえないが、特別な事情として、同僚を乗車させるという使用者に対して契約

上の義務を履行していることを指摘し、「遂行性」を認めたものである。⁽¹⁸⁸⁾

④ 雇用上…使用者から、小さい金属板を翌日持ってくるように指示された電気技師（一九歳）が、自転車で自宅から職場まで行く途中、道路で意識不明で倒れているのが発見された事例。⁽¹⁸⁹⁾ 小さい金属板を自転車で職場まで運んでおり、職務を履行しているといえるとした。⁽¹⁹⁰⁾ 本件請求者は、使用者の「使者」としての仕事の性質上、「遂行性」が認められたといえよう。

第二に、緊急事態の事例として、次のようなものがある。

⑤ 雇用上…鋼鉄会社の線路工夫が帰宅後、使用者との協定により緊急事態で呼び出され、自転車で工場にむかう途中、転倒し両肘を負傷した事例。⁽¹⁹¹⁾ 緊急事態の呼び出しの移動の場合、(i) 契約上の義務を履行していること、(ii) 契約上の必要性ゆえに特定の道路上の危険にさらされていること、(iii) 使用者へのサービスを提供していること、(iv) 使用者の仕事のためであり、自身のためではないこと等として「遂行性」を認めた。⁽¹⁹²⁾

緊急呼び出し対応義務はなかったが、一度承諾するとその時点で義務になると判断された事例がある。

⑥ 雇用上…化学工場の整備職員として雇用された蹄鉄工は、プラントが倒壊したので職務報告を日曜日の午後に依頼された。参加は任意であったが、依頼に応じ職場まで最短ルートで行く際、一般道路上で転倒し大腿骨を骨折した事例。⁽¹⁹³⁾ 緊急事態の場合、使用者は、労働者を召喚後できるだけ早く出勤してもらうことに実質的な利益を有する。緊急呼び出しを受けた労働者は、できるかぎり早く最短ルートで職場に行く義務を有する。そのような義務を履行中の移動は「遂行性」が認められるが、本件は契約上の義務はない。しかし、請求者が緊急呼び出しに対応することに

合意すれば、できるだけ早く最短距離で職場へむかう義務が生じるとし、「遂行性」を認めた。⁽¹⁹⁴⁾

使用者の指定する交通機関での移動の場合として、

⑦ 雇用上…英国鉄道に雇用される保線要員が、通常の客車に乗車した際、手をドアにはさまれて負傷した事例。⁽¹⁹⁵⁾

乗車前、駅で出勤登録をすませ、通常の駅の間で特別に停車する列車での移動を指示されており、他の輸送機関での移動は認められなかった。(i)乗車駅で出勤登録を済ましていたこと、(ii)使用者の指示する列車での移動であること、

(iii)唯一の職場への移動手段であること、(iv)列車は特別に停車し、下車が許可されていたことから、当該列車での移動中、請求者は明示的な契約条件を履行していたのであり、移動は雇用の一部とされた。⁽¹⁹⁶⁾

ところで、通勤に対し、移動手当及びガソリン代が付けられた場合であっても、原則として「遂行性」が認められない。

⑧ 雇用外…建築工場に雇用された管式の足場工が、一日に多数の異なる場所への移動が必要であり、自身のオートバイで仕事場に移動途上、交通事故にあい死亡した事例。⁽¹⁹⁷⁾ 職場間の移動に利用すべき契約上の義務の履行のために、オートバイで職場まで行くことは事実上必要であったが、時間及びルートを制約されず、自由に職場まで行くことができるという意味において、通勤途上に「遂行性」を認めることはできないとした。⁽¹⁹⁸⁾

⑨ 雇用外…制服を着用した警官は、職務報告のために、強風及び豪雨のなか、自転車で自宅から通常の直行ルートで警察署にむかう際、バスの後方に衝突し負傷した事例。⁽¹⁹⁹⁾ 請求者が自転車で警察署まで行くことは、職務への移動(a journey to duty)であり職務上の移動(a journey on duty)ではない。警察規則によれば、職務時間は、始業前の報

告時間（移動時間）も含むとしているにすぎず、警官が自宅から報告のために警察署にむかう時、使用者の指揮監督下になければならないとは規定していない。すなわち、事故時、請求者は、職務中の警官としての資格ではなく、通常の道路利用者として、道路上に存在したといえるとした。⁽²⁰⁰⁾

⑩ 雇用外・映画館の音声再生装置を提供する会社の電気技師は、仕事終了後、上司と共にホテルで食事をしながら、今後の仕事を議論し、その後、道具をもって会社の車で帰宅途上、交通事故にあい死亡した事例⁽²⁰¹⁾。自動車で行事に必要な道具を運んでいたが、道具を運ぶ目的のための移動であるとはいえず、雇用契約上の義務を履行していたとはいえないとした。⁽²⁰²⁾

⑪ 雇用外・英国鉄道に雇用されている地区交代信号係は、ある信号塔の職務を引き継ぐために、自宅から直接自動車で移動中、交通事故にあった事例⁽²⁰³⁾。始業前終業後も本部への報告は要求されなかった。当該移動に対し、移動手当がつき職務中（on duty）とされた。始業に間に合えばよく、移動手段及びルートも自由であること、使用者は実際上指揮監督を及ぼしていないことから、「遂行性」は認められないとした。移動手当支給のために「概念的」に職務上（on duty）としたにすぎず、それ自体で「遂行性」のある移動とはならないとした。⁽²⁰⁴⁾

⑫ 雇用外・建築会社に雇用されたスレート及びタイル職人が、自宅から特別に指示された場所（早急な仕事を要する）へ自転車で行く途上、交通事故で負傷した事例⁽²⁰⁵⁾。事故時、彼は道具を運んでおり、また移動時間に対して手当が支給されていた。(i)移動ルート及び時間が指定された緊急事態ではないこと、(ii)適切な時間に職場に到達すればよく、使用者に対する明示もしくは黙示の義務を履行していないことから、通勤途上において、単に道具を運搬してい

るだけでは、「遂行性」が認められないとした。⁽²⁰⁶⁾

⑬ 雇用外・健康社会保障省の公務員が、自家用車で一時的な職場から帰宅(約一〇〇マイル)する際、一般道路上、事故で負傷した事例。⁽²⁰⁷⁾ 交通費及び出張費が支給された。(i)自家用車で移動する契約上の義務が存在しないこと、⁽²⁰⁸⁾ (ii)通勤途上であったことにより「遂行性」はないとした。⁽²⁰⁹⁾ また、移動距離は考慮すべき一要素にすぎないとした。⁽²¹⁰⁾

ところが、一九八五年ロビンソン事件控訴院判決では、⁽²¹¹⁾ 自宅から就業場所までの移動の際、特定の交通手段による場合または緊急事態として使用者から移動を義務づけられている場合でなくとも、移動中負傷した警官の労災給付請求が認められた。

⑭ 雇用上・指紋鑑定担当の警官が、仕事の一部として警官候補生のヨット指導も担当していたが、自宅から当該指導場所に行く途上で交通事故にあった事例。⁽²¹²⁾ (i)ヨット指導は通常四八時間に及ぶこと、(ii)指導場所へは自己所有のバイクの利用が許可され、交通費(a mileage allowance)が支給されていたこと、⁽²¹³⁾ (iii)指導場所に行く前、仕事内容の変更の有無を確認するために警察署に電話をかける義務があったこと、⁽²¹⁴⁾ (iv)就業時間は、警察署に電話をかけた時から開始し、指導場所への移動時間も含まれていたことである。⁽²¹⁵⁾ 控訴院は、いったん業務連絡をすれば、担当地域内どこでも移動しなければならない警官の仕事の性質を考慮して、電話連絡をとり指導場所への移動を確認していることから、自宅から指導場所までの移動は、単なる就業場所への移動(a journey to work)ではなく、仕事の一部としての移動(part of work)であるとし、「遂行性」を認めた。⁽²¹⁶⁾ 以上のような判断に際して、本判決は労働義務の履行の有無等の一定の判断基準によらず、あらゆる事情を考慮する必要性を強調している。⁽²¹⁷⁾

- (181) R (D) 11/57.
- (182) *Id.* paras. 13-14. 港湾労働委員会は、労働者を登録使用者に割当てする場合は代理人であるが、労働者が予備要員である場合は、一九四七年港湾労働者（雇用規則）命令(Dock Workers (Regulation of Employment) Order, 1947, [S. R. & O. 1947 No. 1189])により、使用者であるとした。
- (183) R (D) 4/59.
- (184) *Id.* para. 4. 報告のための移動は、請求者の義務の一部であり、交通機関がなければ自身で移動しなければならない。必要ならば、一般の交通機関を利用するための手段をとる行為も、全く合理的なものである。一般道路上の危険は、一般人のうける危険より大きなものではないが、報告をなすための移動義務履行のための危険にさらされているといえるとした。
- (185) *Id.* para. 5. 請求者は「職務上」(on duty)移動しているのであり、「職務への」(to or from duty)移動ではないとした。
- (186) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 268.
- (187) R (D) 8/51.
- (188) *Id.* paras. 5-6. 通勤途上(on his way to or from his work)に「遂行性」を認めるには、使用者に対する契約義務の履行を必用とする Russell of Killowen 卿の見解(Alderman v. Great Western Railway Company [1937] A.C. 454 at 461) を引用してはならない。
- (189) R (D) 17/51.
- (190) *Id.* para. 7. R (D) 8/51 (note 187 above) と R (D) 9/51 を比較検討した上、本件は、R (D) 8/51 の原則に基づくものであるとした(para. 8)。
- (191) R (D) 21/51.
- (192) *Id.* para. 6.
- (193) R (D) 27/56.
- (194) *Id.* para. 5. 職場への途上一般道路を横断する際、通常「遂行性」はない。しかしながら、緊急事態呼び出しに対応する職

場への移動の場合、「遂行性」はある(Blee v. London and North Eastern Railway (1937) 30 B.W.C.C. 364 および R(D) 21/51 (note 191 above)を引用)。

(195) R (I) 34/59.

(196) *Id.* para. 4.

(197) R (I) 9/51.

(198) *Id.* para. 9. 「遂行性」は、「通常被用者が職場に到着した時に開始する。ただし、特定の手段及びルートによる特定の時間の移動において、被用者が明示もしくは黙示的な契約条件を履行していると証明できれば、通勤途上も『遂行性』が認められる」とする。本件において、オートバイは、仕事に必要な道具であるが、契約により道具を持参する場合は、職場に到着するまで「遂行性」は認められないとした。

(199) R (I) 45/52.

(200) *Id.* para. 9.

(201) R (I) 48/52.

(202) *Id.* para. 6. また、上司を道案内する明示もしくは黙示の義務を有しておらず(Para. 4)、ホテルへの途上、故人は使用者に対して、雇用契約上の義務を履行していたとはいえないとした(Para. 5)。

(203) R (I) 34/57.

(204) *Id.* para. 7. 裁決 R (I) 9/51 (note 197 above) で体系的に述べられた、「遂行性」の判断に関する一般原則の例外ではない。すなわち、遂行性のある移動は、特定の方法、ルート及び特定時間の移動で契約上の義務を履行している場合とされる(Para. 4)。

(205) R (I) 16/58.

(206) *Id.* para. 12. 本件は R (I) 9/51 (note 197 above) と同様とする。R (I) 17/51 (note 189 above) は使者の事例(Para. 6)、R (I) 21/51 (note 191 above) ; R (I) 27/56 (note 193 above) は緊急事態の事例(Paras. 8-9)であり、本件とは異なるとする。

職場へ直行すること及び移動時間に対する賃金支給については、「遂行性」の判断とは関係ないとした(para. 15)。なお、移動距離に関しては、判断要素としている(para. 7)。

(207) R (1) 3/71.

(208) *Id.* para. 8.

(209) *Id.* para. 14. 通勤途上の雇用上判断(arising out of and in the course of his employment)に關し、Vandayke v. Fender [1970] 2 W. L. R. 929を引用して、一八九七年から一九四五年に至る労働者補償法に基づく判断と同一の解釈であるとす。すなわち、「労働者が、使用者により提供された交通機関で一般道路を移動中、もしくは就業場所以外で傷害を受けた場合であつて、そのような方法での移動が雇用条件として義務づけられていない場合には、『遂行性』はない」とする(*Ibid.*)。なお、一時的な就業場所で職務をなす際、指定された宿泊場所での事故は雇用上とする(para. 9)。

(210) *Id.* para. 12.

(211) Ball v. Insurance Officer. note 115 above. 社会保障審査会は、本件の移動は労働義務ある移動(a journey on duty)に該当せず、「遂行性」はないと判断し、傷害給付請求を退けた。

(212) *Ibid.*

(213) *Id.* at 838.

(214) *Id.* at 840.

(215) *Ibid.* なお、この一定の基準によらない判断方法は明示的な原則を欠くため、「遂行性」の判断に与える影響は明らかではないと、この批判もある(A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 267)。

(b) 一定の就業時間及び場所を有しない場合

一定の就業時間及び場所を有しない移動を主とした仕事の場合、時間及び場所につき使用者から指示ある場合と被用者に裁量が認められる場合とは異なる。訪問先間の移動につき「遂行性」が認められることは疑いはないが、自

宅から訪問先までの移動につき「遂行性」が認められるかが問題となる。ホームヘルパー⁽²¹⁶⁾、外交販売員等、移動を主とした仕事を行なう者であっても、時間及び場所につき使用者から指示ある場合、一定した就業時間及び場所を有する者と異なる取り扱いをうけることはない。すなわち、使用者により特定の交通手段の利用等を指示されない限り、最初の訪問地に到達するまで、「遂行性」はないと判断される。⁽²¹⁷⁾

⑮ 雇用外・地方自治体に雇用されているホームヘルパーが、最初の訪問宅に行く途中、道路で転倒し負傷した事例。⁽²¹⁸⁾週ごとに郵送されてくる勤務表により訪問宅の指示を受けていた。就業時間(午前九時から午後五時)は一定しており、始業前の使用者に対する報告義務はなかった。請求者の自宅から最初の訪問宅までの移動は、通常の方法で、被用者が自宅から職場まで移動する場合と異ならない。九時に訪問宅に到着すればよく(緊急時は異なるが)、最初の訪問宅まで行く手段及びルートは自由であること、特定時に自宅を出る義務もない。⁽²¹⁹⁾したがって、本件は職務中の移動(a journey on duty)ではなく、職務への移動(a journey to duty)であるとし、「遂行性」を否定した。⁽²²⁰⁾

後者の事例として、自宅が仕事の拠点(帰宅後も使用者と連絡をとることになっていた)になっているとして、「遂行性」があるとされた事例がある。

⑯ 雇用上・自動車製造会社のセールス外交員(三三歳)が、参加が義務付けられた農業展覧会(六日間)終了後、業務提携者をもてなし、その後飲酒運転の疑いで警察に拘置され、帰宅途上交通事故で死亡した事例。⁽²²¹⁾(i)展覧会終了後、業務提携者をもてなすことは、職務の遂行であり自己の娯楽のためではないこと、(ii)当外交員の自宅は展覧会中、職

務の拠点(通常は、使用者と連絡をとるためにホテルに宿泊していたが、展覧会のためホテルが混雑するため、自宅から通勤)であったことから、帰宅することは、行程が中断されたとしても、職務の履行にあたるとして、「遂行性」を認めた。⁽²²²⁾

⑰ 雇用上…新聞外交員は、自宅から直接、会社の自動車で、新聞販売の促進および供給量の確認のために、新聞販売者及び新聞売店の訪問を許可されていた。したがって、通常使用者の事務所に行く必要はなかったが、被災日、特別報告を受けるため、行かなければならなかった。終了後、自動車にのり込む際、滑って負傷した事例。⁽²²³⁾(i)通常自宅を仕事の拠点としていたこと、(ii)被災日、職務に関連する特定の目的のために使用者の事務所へ呼び出され、自宅に戻ることは、黙示的な使用者に対する義務に基づくことであり、雇用に付随することもしくは黙示的な仕事の一部の履行であるとして、「遂行性」を認めた。⁽²²⁴⁾

ところで、自宅が仕事の拠点でないにもかかわらず、「遂行性」が認められるとされた一九八五年の *Nancollas* 事件控訴院判決がある。⁽²²⁵⁾

⑱ 雇用上…雇用省の公務員が、自宅から、直接障害者との面接を約束した場所へ行く途中、交通事故にあい負傷した事例。事務所内の仕事に加えて、職業センターを訪問したり、担当地域の家庭訪問を行っていたが、一定の就業時間がなく、就業場所についても、事務所が拠点ではあるが、一定したものではなかった。控訴院は、「遂行性」の判断に際し、一定の判断基準によるのではなく、あらゆる事情から判断すべきであり、本件の場合、自宅から仕事の目的地までの移動は、目的地で仕事をなすための移動(a journey to work)ではなく、仕事の一部(part of work)と

あるとして、「遂行性」を認め⁽²²⁶⁾た。仕事の性質上、特殊な事例といえよう。

(216) R (I) 2/67.

(217) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 268.

(218) R (I) 2/67.

(219) *Id.* para. 13. 請求者のホームヘルパーとしての雇用の性質、雇用に関連する義務、雇用契約上の本来の業務(what was she employed to do)を考慮しなければならぬとする(*ibid.*)。したがって、自宅が職務の拠点(base)となっていることにより「遂行性」が認められたとする裁決(例えば、R(I) 38/53, R(I) 55/53)に対しても、雇用の性質を考慮したものであるとする(paras. 7-12)。

(220) *Id.* para. 14.

(221) R (I) 38/53.

(222) *Id.* para. 15.

(223) R (I) 55/53.

(224) *Id.* para. 6.

(225) Nancollas v. Insurance Officer, note 115 above.

(226) *Ibid.* at 837-838. 通勤途上は、その際職務を遂行しているか、もしくはなすべき手段において、使用者に対する義務を履行していない限り、「遂行性」が認められないという原則(Vandyke v. Fender, note 131 above)に対し、述べたものである。

(2) 制定法上の推定規定

一定の要件をみたす通勤事故(commuting accidents)に対し、「遂行性」及び「起因性」を推定する規定が、一九四六年国民保険(産業傷害)法第九条において制定された⁽²²⁷⁾。これは、使用者の指揮監督原則に基づき、正当化されるべき

わめて限定的なものであると指摘される。⁽²²⁸⁾

現在、一九九二年社会保険拠出及び給付法第九九条に次のように規定されている。⁽²²⁹⁾

「(1) 被用者が、使用者の明示もしくは黙示の許可を得て、職場の往復に、乗り物による移動を義務付けられていなくとも、当該乗り物により乗客として移動する際、発生した事故は、以下の要件をみたす場合、雇用に起因し、かつその遂行過程で生じたものとみなす。

(a) 当該乗り物で移動する義務があつたならば、事故が発生したであろう場合、及び
(b) 事故発生時、当該乗り物が、

(i) 使用者により運行されている場合、または使用者との取り決めに基づき、乗り物を提供した者によって運行されている場合、及び

(ii) 公共運輸機関として運行されていない場合。

(2) 本条にいう乗り物は、船舶、飛行機を含む。」

本条は、乗客としての移動、使用者と乗り物提供者との取り決め(arrangements)に関連して問題となる。

まず第一に、乗客としての移動に関する事例として、

① 雇用外・食堂補助員が、帰宅する際、使用者の提供したバスを乗り継ぐために、二・三ヤード一般道路を歩行中、転倒し負傷した事例。⁽²³⁰⁾ バス乗り継ぎの場合、「乗り物による乗客としての移動」にあたらな⁽²³¹⁾いとされた。

第二に、使用者と乗り物提供者との取り決めに関する事例として、

② 雇用上…電工が、三マイル程離れた職場(F会社)から帰宅途上、利用可能な公共運輸機関がないことから、元勤務していた同一地域にあるW会社の提供するトラックを許可を得て無料で利用していたが、下車する際、転倒し負傷した事例⁽²³²⁾。乗り物の利用に関する取り決めはF会社により率先してなされたものではなかったが、W会社の使用者により、F会社の労働者がW会社の乗り物利用を希望した場合、利用可能の旨の説明があったことは、W会社とF会社間の「取り決め」に相当するとして、本条を適用した⁽²³³⁾。

③ 雇用外…終業後、坑夫が炭坑(D・R駅)から列車に乗り、C駅で乗り換えるため、下車した際、プラットホームで転倒し負傷した事例⁽²³⁴⁾。Railway Executiveは、請求者の使用者(National Coal Board)と坑夫の代表者との協議に基づき、坑夫の便宜を図るため列車を運行していた⁽²³⁵⁾。Railway Executiveが一方的に列車の運行を停止したことに対し、再開するよう労使ともに要求していることから、このような催促要求(urgent request)は、本条にいう「取り決め」に該当しないとされた⁽²³⁶⁾。

④ 雇用外…使用者である中央電力発電委員会(The Central Electricity Generating Board)は、地方バス会社と契約して、被用者の送迎を行っていた。当該サービスを利用する被用者が、帰宅途上、交通事故にあい負傷した事例⁽²³⁷⁾。バスの運転手が、自身の便宜のため、送迎途上にあるバスの車庫で自家用車に乗り換えた後に生じたものである。(i) 当該乗り物はバス会社により提供されたものではないこと、(ii) 自家用車で乗客を送迎する取り決めはなく、バス運転手は、そのことにつき、再三注意を受けていたことから、本条は適用されないとされた⁽²³⁸⁾。

その他の事例として、

⑤ 雇用上…王立軍需工場の組立工が、公共運輸機関により運行された特別のバスで、職場まで(約八マイル)行く途上、交通事故により負傷した事例。⁽²³⁹⁾(i)使用者はバスの時間にあわせて、就業時間を調整したこと、(ii)バスは工場まで直行するものであったこと、(iii)約半マイルは、許可なく利用できない私道上の運行であったこと、(iv)工場閉鎖時は、バスの運行が停止されること等、工場とバス会社との相互の計画的な調整があることから、本条(b)(i)の要件をみたすとし、また、(iii)、(iv)及び(v)一般人の利用が不可能であること、(vi)通常の運行時刻表に記載されないことから、本条(b)(ii)の要件をみたすとした。⁽²⁴¹⁾

⑥ 雇外用…製鋼組み立て工が、上司が運転する使用者所有の車で通勤途上、交通事故にあい負傷した事例。⁽²⁴²⁾上司の車が修理中であり、当該車は使用者から個人的に借りられたものであった。(i)上司が使用者の代理人として請求者を送迎したのではなかったこと、(ii)当該自動車は、使用者との協定に基づき、提供されたものではなかったことにより、本条の適用は否定された。⁽²⁴³⁾

(227) R(D) 5/80 Para.4: 桑原昌宏「イギリスにおける通勤途上災害」ジュリスト五一八号五五頁(一九七二年)参照。

(228) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 268.

(229) C & BA 1992 s. 99. 本条は、SSA 1975 s. 53 に規定されていたものである。

(230) R (I) 48/54.

(231) *Id.* para. 5. なお、乗り物の乗降の場合は、本条が適用されると指摘している(Para. 4)。

(232) R (I) 49/53. また、W会社は、長距離通勤の者に対しては、パスを発行しており、希望者にはF会社の労働者にも手渡さ

れた(Para. 6)。しかし、パスの発行の有無は無関係とされた(Para. 8)。

(233) *Id.* para. 8.

(234) R (1) 67/51.

(235) *Id.* para. 9. なお、運賃は請求者払いであり、列車の利用義務はなく、一般人の利用も可能であった。

(236) *Ibid.* 「取り決め」は通常、使用者と乗り物提供者との契約によりなされ、契約がない場合、少なくとも、明確に確認できる約束(engagement)が必要とされる。本条にいう使用者が乗り物による移動の許可を与える権限を有することは、使用者が乗り物利用に関して一定のコントロール権限を有することを意味するといえる(*Ibid.*)。xviiに、*Hewison v. St. Helen's Colliery Co. Ltd.* (1923) 16 B.W.C.C. 230を引用して、「取り決め」とは、使用者が労働者の運賃を支払うことにより、使用者と鉄道会社との拘束的な契約であるといえるとする(Para. 10)。

(237) R (1) 5/80.

(238) *Id.* paras. 10-12. また、本条にいう使用者の許可は、事前の許可でなければならぬ。但し、特別の事情のある場合は、事後の許可でもよいが、明示的なものでなければならぬとする(Para. 8)。本件の場合、明示的な許可はなく、また、バス運転手の便宜による白家用車での運行につき、バス会社が事故四日前にも運転手に対し注意を与えていること、当該車は乗客に対する損害保険に加入していないこと等から、黙示的な許可があったとはいえないとした(*Ibid.*)。

(239) R (1) 15/57. なお、「取り決め」に関して、R (1) 49/53 (note 232 above) 及び R (1) 67/51 (note 234 above) を引用し、公共の運輸機関を利用する場合、それ以外の場合よりも、さらに明確な使用者と乗り物提供者間の「取り決め」が必要とされると指摘する(Para. 9)。

(240) *Id.* para. 10.

(241) *Id.* para. 11.

(242) R (1) 5/60.

(243) *Id.* para. 8.

(八) 緊急行為

(1) 判例法上の解釈

緊急行為といっても、生命、身体、財産の危険に限定されず、⁽²⁴⁴⁾また消防及び警察などの職種に限定されるものではない。⁽²⁴⁵⁾緊急行為について、例えば、Dermody 事件控訴院判決⁽²⁴⁶⁾において、Sir Wilfrid Greene 記録長官は、『緊急事態』の事例に該当するには、行なわれた行為が当該状況において合理的なもの (reasonable and sensible) でなければならぬ。それは一般的に、例えば非常に高度な技術を要求する、非熟練者にとって、大きな危険を意味する仕事を行なう場合を除外する。一般的に、明らかに適さないもしくは危険な仕事を行なうことは合理的ではない。もつとも、緊急事態においては、合理的であるかもしれないが、それは、個々の事例の事実に基づくものである。他方、当該行為が、使用者の事業を進めるために、⁽²⁴⁷⁾同僚労働者に対して「補助する等」明らかに合理的なものである場合、当該原則は一般的に適用されるであろう」と述べている。すなわち、緊急行為は、当該状況において合理的なものであるか、使用者の利益となるものと解されているといえる。

次に、具体的な裁決例を紹介する。

① 雇用外・見習い機械工(一七歳)が、工場に到着したが開門されておらず、第一廊下の窓から工場に入ろうとしてパイプをよじ登った際、パイプが折れ転倒し、右親指を脱臼した事例⁽²⁴⁸⁾。請求者の行為は、明らかに通常の雇用の範囲ではないため、「緊急行為」に該当するかが問題となった。(i)当該行為は、明らかに危険な行為であること、(ii)より危険の少ない手段で工場に入る場合と比較して、始業遅延を回避するという重要性は少ないこと、(iii)他の被用者は

緊急事態に対する処置を行なっていないこと等から、請求者の行為は「当該事情において合理的なもの」ではなく、緊急行為にはあたらないとした。⁽²⁴⁹⁾

② 雇用上・自動車運転手が、非番で、使用者の車を駐車した車庫のあるホテルのバーにいる際、車庫の火災を発生し、自動車を救出する際、火傷を負った事例。⁽²⁵⁰⁾ 緊急事態発生前に、「遂行性」が認められないことから、請求者の行為により雇用の範囲に入ったとはいえないとするのは限定的であるとし、⁽²⁵¹⁾ 使用者の車を救出することは、合理的な行為であり「遂行性」が認められるとした。⁽²⁵²⁾

③ 雇用上・造船所門で交通整理中の海軍警官が、付き添いのない子供の乗った乳母車が造船所から一般道路に移動するのを制止しようとした際、負傷した事例。⁽²⁵³⁾ 子供の乳母車の移動を制止する行為は、明らかに当該状況において合理的かつ分別あるものであり、特定の職務ではなかったが、緊急時に一般人の保護及び救助にあたる警官に課せられた一般的職務の遂行であるとした。⁽²⁵⁴⁾

(244) R. Lewis, *op. cit.*, p. 68.

(245) *Id.* at 67.

(246) *Dermody v. Higgs & Hill, Ltd.* [1937] 4 All E.R. 379. 本件は、道路作業を行なう請求者が、同僚のトラックのエンジンかけを補助し負傷した事例である。

(247) *Id.* at 381. また、Mackinnon 判事は、緊急行為には二種類あるとし、第一に、厳密には職務ではないが、雇用の範囲内と扱われるものとして、労働者の行為が合理的もしくは必要なものである場合、第二に、明らかに雇用の範囲ではないが、雇用の範囲内と扱われるものとして、使用者の利益をおびやかす緊急事態に対処し、もしくはそれを回避する場合を指摘して

529。

(248) R (I) 32/54.

(249) *Id.* para. 6. *Dernody v. Higgs & Hill, Ltd.*, note 246 above, at 381 を引用している。

(250) R (I) 63/54.

(251) *Id.* para. 6. 逆に、使用者の財産を保護するためになした合理的手段により、雇用の遂行過程に再度入ったと考えられるとする。

(252) *Id.* para. 7.

(253) R (I) 46/60.

(254) *Id.* para. 8.

(2) 制定法上の推定規定

一九九二年社会保障拠出及び給付法第一〇〇条⁽²⁵⁵⁾には次のような規定がある。

「使用者の事業のために雇用された時間に、施設の中もしくは付近で、被用者に発生した事故は、施設において事実上緊急事態であるか、もしくはそのようなように考えられる場合、負傷したもしくは危険に曝された又はそう考えられる者を救助し保護するために、あるいは、財産に対する重大な損害を防止もしくは最小限に押さえるために手段を講じている際に生じたものであれば、雇用に起因して、かつその遂行過程において生じたものとみなす。」

ところで、判例法上、緊急行為とされる合理的行為もしくは使用者の利益となる行為に該当しないと、⁽²⁵⁶⁾「遂行性」が否定されたが、本条により請求が認められた事例がある。牛乳配達人がバンガロー式住宅に牛乳を配達する際、

イギリスにおける業務上災害の概念(一)

火災に気付いた。直ちに牛乳ビンを道路もしくは住宅とは反対側に駐車した車に下ろし、中にいた子供たちを救助する際、飛び散るガラスで負傷したものである。子供を救出することは、使用者の利益の目的たる行為であるといえないとした。⁽²⁵⁷⁾そこで、本条(一九四六年国民保険(産業傷害)保険法第一〇条)の適用が問題となった。(i)請求者は牛乳ビンを下ろした際、住宅地の「中もしくは付近」にいたこと、(ii)事故発生時、明らかに当該施設は緊急事態であったこと、(iii)牛乳ビンを下ろした際の「施設で」、使用者の事業のために雇用された時間であったことから、本条が適用された。⁽²⁵⁸⁾

本条の適用を検討する際、注意しなければならないのは、第一に生命、身体、重大な財産的損害に限定していること、第二に被用者の労働場所内もしくは付近であることが必要であり、必ずしも請求が認められやすいとはいえない。⁽²⁵⁹⁾本件は、本条が詳細に検討された唯一の事例であることから明らかとされる。

(256) C & BA 1992 s. 100. 本条は、SSA 1975 s. 54に規定されていたものである。

(256) R (1) 6/63.

(257) *Id.* para. 8. 使用者は請求者の行為を認めたであろうが、請求者は使用者の利益のためというより、住民及びその子供たちのために行なったといえるとした。

(258) *Id.* paras. 11-16.

(259) A. I. Ogus & E. M. Barendt, *op. cit.*, p. 277; R. Lewis, *op. cit.*, p. 70.